

官報

号外
平成十年九月二十五日

○第四百十三回 参議院會議録第十号

平成十年九月二十五日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十号

平成十年九月二十五日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(國際連合第五十三回總會及び日米首脳會談出席等に関する報告について)

第二 労働基準法の一部を改正する法律案第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十三回国会衆議院送付)

第三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十三回国会衆議院送付)

第四 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十三回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(國際連合第五十三回總會及び日米首脳會談出席等に関する報告について)

内閣總理大臣から發言を求められております。發言を許します。小淵内閣總理大臣。

平成十年九月二十五日 参議院會議録第十号

(國務大臣小淵三三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵三三君) 私は、二十日から二十二日までニューヨークを訪問し、第五十三回國際連合會において一般討論演説を行うとともに、クリントン米大統領、ブレア英首相との二國間會談を行ったほか、オペルティ國連總會議長やアナン國連事務總長とも會談いたしました。

二十一日に行った國連演説では、冷戦後國際社會が直面する課題として、二十一世紀に向けての新しい國際秩序をいかにして構築するかの観点から、相互に關連する三つの問題、すなわち「平和及び「開発」への取り組み、並びにこれらの取り組みに必要不可欠な國連の「改革」への取り組みを同時に推進することを訴えました。

平和の問題につきましては、核不拡散体制の強化や核軍縮の推進、対人地雷や小火器の問題等に一層の役割を果たしていくとの決意を述べ、この關連で、平和維持活動等に從事する國際機關の要員の安全確保のため百万ドルを目途に提出することを表明いたしました。

また、紛争の根底にある貧困を初めとする經濟・社會問題に総合的に対処することが必要不可欠であり、開発の問題にも一層貢献していく考え方を表明いたしました。

さらに、「改革」に関しては、これら「平和」と「開発」の問題につき、実効性ある対処を行っていくためには、普遍的國際機關である國連の機能強化が必要不可欠であり、特に今次會期中に安保理改革の枠組みに合意するよう加盟國の政治的決断

を要請いたしました。

二十二日には、クリントン大統領と三時間余にわたり、初の首脳會談を行いました。極めて和やかな雰囲気の中で日米關係の重要性を再確認するとともに、今後幅広い事項につき緊密に協議していくことで意見の一致を見、大統領との信頼關係を構築することができたと思ひます。

また、クリントン大統領から、来年の前半に米國を公式に訪問するよう招待があり、これをお受けいたしました。

會談では、厳しい情勢下にある世界經濟について、日米兩國が相携えて対応することの重要性につき、意見が一致しましたが、この中で、私より次のことをクリントン大統領に伝えました。第一に、金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨み、早急に一連の法案の成立と具體的実施を図ること、第二に、景氣回復のため、総合經濟対策の着実な実施に加え、第二次補正予算の編成、恒久的な減税の実施及び我が國經濟の再生のために今後適切な措置をとっていくことの重要性、第三に、規制緩和、市場開放の努力を続けることであります。

クリントン大統領は、こうした私の説明を評価し、内需主導による成長の刺激と金融システムの強化のための迅速かつ効果的な措置の緊要性を強調いたしました。

安全保障の問題に関しては、先般の北朝鮮によるミサイルの発射は、日本の安全保障に直接かかわるだけでなく、北東アジアの平和と安定にとっても極めて憂慮すべき行為であるとの認識で一致いたしました。また、この關連で、日米安保条約上のコミットメントは確固たるものであることを再確認いたしました。

さらに、ロシア、中国等の國際情勢や、コンピュター二〇〇〇年問題等、日米間の最近の協力進展についても話し合いました。

今後とも、十一月のAPEC非公式首脳會議、公式訪米の機会をとらえ、日米間で緊密に政策調整を行っていききたいと思ひます。

整を行っていききたいと思ひます。

オペルティ國連總會議長及びアナン國連事務總長との會談では、我が國として、國連を重視し引き続き積極的な役割を果たしていくとともに、できる限りの支援を行っていくことを説明し、國連改革の早期実現等につき意見を交換いたしました。

また、ブレア英首相との會談では、本年春の天皇皇后兩陛下の御訪英の成功に象徴される極めて良好な二國間關係をさらに発展させること、また、現下の世界經濟問題に対して、政治指導者が正面から取り組んでいくことの重要性、國連改革の早期実現に向けて日英が協力していくこと等につき意見が一致いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次發言を許します。松谷善一郎君。

(松谷善一郎君登壇、拍手)
○松谷善一郎君 私は、自由民主党を代表して、さきの日米首脳會談等の報告について總理に若干の質問を行います。

世界の經濟が同時不況、デフレの瀬戸際に立たされ、核実験、ミサイル発射等により世界の平和が脅かされつつある中で、世界第一、第二の經濟大國の首脳がこれらの重大問題についてひざを交えて協議されましたことに、全世界が大きな関心を持って見守っていたところであります。

會談の中では、強い危機感のもとでクリントン大統領から特に金融再生について具體的な要請があり、小淵總理大臣からは金融システムの安定と景氣回復について強い決意を示されました。これにより、經濟危機克服のため日米の緊密な協力が合意されるところに、北朝鮮のミサイル発射が平和と安定に対する脅威との認識で一致したことは大きな成果であります。

小淵總理としては、就任後最初のクリントン大

平成十年九月二十五日 参議院會議録第十号

國務大臣の報告に關する件(國際連合第五十三回總會及び日米首脳會談出席等)に關する報告について

二

統領との會談であつたわけでありすが、首脳同士の相互理解、日米協力關係が大きく前進し、さらに、大統領から總理に來年前半に公式訪米の要請があり、これを契機に兩國首脳が親密な關係を一層深められんことを強く期待したものであります。今回の日米首脳會談の意義と成果を總理としてどのようにお考えなのか、まずお尋ねをいたします。

日本の經濟は、先行き不透明感が高まり、デフレスパイラルの入り口にあるという状況にあると指摘されております。そして世界の經濟においても、アジアやロシア經濟の混迷が日増しに厳しさを加えつつあります。また、今まで世界の經濟の牽引役であつた米國經濟も、最近になって株価が急落したことから先行き不透明感が出てまいりました。

政府は、日本發の世界經濟恐慌は起こさないといふかたい決意のもと、公共事業や特別減税を中心とした事業規模十六兆円を超える総合經濟対策を既に実施し、さらに、十兆円を超える第二次補正予算と六兆円を超える恒久的減税の実施を内外に公約しているところであります。加えて、十一年の予算も十五兆円予算とし、さらに、景氣対策特別枠四兆円を設ける等々、切れ目のない景氣対策を行うことを決定するとともに、金融緩和の措置を行う等、現在考えられるありとあらゆる積極的な景氣対策を講じてまいりました。

今回の日米首脳會談に当たり、米國から内需主導による成長刺激のため、迅速で効果的な措置が緊要であるというコメントが出されたこと聞いております。總理として、どのようにこれを受けとめ対策をとらうとされているのか、お尋ねをいたします。

財政出動を中心とした景氣対策のほか、金融システム不安を解消することが事業活動を活発にし、内需を拡大するキーワードと言えます。

我が國大手金融機関の破綻は、その影響が世界に及ぶことから、日本の金融機関の破綻処理につ

いて各國の注目を集めております。特に、破綻前の處理として、米國からも適切な条件のもと、公的資金の投入を行うべきとの意見が出されたこと報道されております。日本長期信用銀行の問題を初め、今まで経験したことのないようなことが今後想定され、あらゆる事態に備へ対策を講じておかなければ、日本は國際社会から信頼を失うこととなります。金融機関の破綻は連鎖倒産を招き、そのことにより大量の失業者が出ます。实体经济にも大きな影響を与え、失敗の許されない対策が求められるものこの点にあると言つても過言ではありません。

このような状況に、金融システムを早急に再生させなければ大変になるという与野黨共通の認識のもと、精力的に法案の修正協議が行われ、破綻處理等のスキームが基本的に合意されました。今後は与野黨の協議で実のある内容になるよう心から念じているものであります。

クリントン大統領は、日本の金融再生、特に破綻前處理についてどのような発言であつたのか、具体的かつ正確にお聞かせ願つるとともに、これに對し、どのように対処されるつもりなのか、總理のお考えをお伺いいたします。

總理は二十一日午後、ニューヨークの國連總會で一般演説を行われ、北朝鮮のミサイル発射問題に對し、我が國と北東アジアの平和と安定にかかわる深刻な問題として強く訴えられ、インド、パキスタンの核実験に對しても、核不拡散体制が大きな挑戦にさらされたとして非難をされました。

また、唯一の被爆國である日本の首相が國連總會の場で、初めて核保有國の核軍縮の推進を強く求められたことも、國際世論の喚起のため大いに評価されるところであります。

さらに、國連改革に關して、我が國としては憲法の禁ずる武力行使は行わないという基本的な考え方のもとで、安全保障理事會常任理事國として一層の責任を果たす用意があると述べられました。この國連の演説において、總理は、世界平和

に日本がイニシアチブを発揮する決意を示されたことと受けとめておりますが、常任理事國入りには強い意欲を示されたことや、北朝鮮に對する四者會談を拡大して、日本、ロシアも含めた六者會談とするようクリントン大統領に提唱されたことも含め、小淵外交が世界の平和と安定にいかにか貢獻されようとしているのか、改めてお聞きをいたします。

日米安全保障協議委員會、いわゆる2プラス2では、北東アジアの安全保障問題初め、日米の安全保障協力等について意見交換がなされ、特に、北朝鮮のミサイル発射問題について、この地域に對する重大な脅威であるという共通認識のもとで、北朝鮮に對しミサイルの発射、開発、配備、輸出等を行わないよう働きかけること、弾道ミサイル防衛、BMDの共同技術研究を実施する方向での作業の推進を行うこと、日米防衛協力に關するガイドラインの実効性確保への取り組みを図ること等について合意に達したようにかがわれました。

特に、専守防衛を國是とする我が國の安全が脅かされないために、相手にすきを与えることのないような体制が急がれており、BMDの共同技術研究の推進について、政府内等の調整が早急に進められるよう望むものであります。

KEDOへの資金協力については、日米間の立場の相違がまだかなりあるようにかがわれますが、朝鮮半島、特に北朝鮮への対応は、日米韓の三国が一層緊密な連携を強めて、危険な事態を未然に防止していかなければなりません。

2プラス2でのこれらの成果、課題に沿つて、我が國として早急に実行に移すことが肝要ですが、ガイドライン關連法制の早期成立、BMDの共同技術研究等にとのように取り組んでいかれるのか、總理にお伺いをいたします。

特に、防衛庁においては、一連の不祥事で國民の信頼を失っている中で、このような重大な課題に取り組まなければなりません。そのためには、早急に真相を明らかにし、國民の信頼を回復する

よう対処していくことが不可欠であります。あわせてこの点について御答弁を求めます。

臨時國會の会期も残すところ十日余りとなりました。内外から一日も早い成立が待たれている金融再生關連法案も、いまだ衆議院での修正協議の段階にあります。このほか多くの重要法案がメジロ押しであり、この緊急事態に、國會は党利党略を超え、國民生活の安定、金融システムの再生、不況の克服に真剣に取り組むべきことを強く訴えて、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○國務大臣(小淵恵三君) 松谷重一郎議員にお答え申し上げます。

今回の日米首脳會談の意義と成果についてというところでございますが、この會談そのものは極めて和やかな雰囲気の中で、クリントン大統領と三時間余にわたつて極めて充実した會談が行われたと思つております。先ほど御報告申し上げましたように、日米關係の重要性をお互に確認し合ふということが最大の目的であつたと思つておりまして、そうした意味で、大變幅広く意見が交換できたことを喜んでおります。大統領から、先ほど申し上げましたように米國を訪問するようという御招待がございまして、こうした兩國の首腦の交流をさらに緊密化いたしまして、信頼關係を構築いたしてまいりたいと考えております。

次に、この會談の主要な目的は實は經濟の問題でございまして、お尋ねの中にもありましたように、日本とアメリカとで世界のGDPを合わせますと四割になろうとする國でございまして、この二つの國がしっかりと連携をとつてまいることが現下言われております世界經濟の低迷を乗り越える大きな力になると、この認識をいたしまして、我が國としての立場も十分御説明を申し上げてきたつもりでございます。

従来から政府といたしましてとつてまいりました総合經濟対策、これにつきましても若干時間がおくれておりますけれども、この秋口から必ず効

果が発揮できるものと考えておりますし、また、かねて来申し上げておりますさらなる補正予算、あるいはまたグローバルな世界の中で、先進国が税制におきまして所得課税あるいは法人課税というものにつきまして、我が国の税制がややそうした国々と差異があるというふうなことも国際的に近づけていかなきゃならぬ、そういうことで抜本的な税制改正も行ってまいること等も申し上げました。

また、経済戦略会議、これはアメリカのCEAの例を我々も参考にさせていただきながら、緊急にこの経済問題に対して国民の将来に対していろいろの施策を講ずるために、多くの識者の意見も聞いて対応するというのも申し上げた次第でございます。

次に、金融再生の問題でございますが、クリントン大統領は、米国を含む多くの国における歴史的経験にかんがみまして、すなわち一九八〇年代におきまして米国のS・アンド・Pの破綻その他におきまして非常に苦勞をされたわけでございまして、そういう中で大きな金融機関の極めて危機的状況ではありましたが、これを国の協力によりまして破綻を避けたというふうな歴史的な経験を御披露されました。日本の金融機関、金融当局が存続可能な銀行を適切な条件のもとで、十分な額の公的資金によって支援する必要性も強調されました。

これに對しまして、私からは大統領にお伝えをいたしました。政府としては金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨んでおりまして、早急に一連の法案の成立と具体的実施を図ることが重要である旨申し上げ、理解をされた認識をいたしております。

次に、世界の平和と安定への貢献についてでございますが、我が国といたしましては、紛争や貧困などの解決に貢献することはもとより、これに大きな役割を果たすべき国連の改革にも真剣に取り組む、この改革された国連の中で安保理常任理

事国として一層の責任を果たしていく用意があるということを示す述べました。

御案内のとおり、この問題につきましては、我が国の国連における分担金の額から申し上げても、あるいは果たすべき大きな役割につきましても、安保理の常任理事国としてさらなる国際的責任を果たしていきたいということでございますが、国連におきましては、我が国並びにドイツ等につきましても、当然理事国入りについては何らの反対はないと承知をいたしておりますが、国連も百八十五の国がございまして、それぞれの思惑もございまして、現時点におきましてはなかなか難しい状況であります。特にアメリカに對しましては、この点につきましてはぜひ協力をさせていただくべく、私からもこの点について強く要請をいたしましたところでございます。

次に、北朝鮮のミサイル発射についてのお尋ねでございますが、日米安全保障協議委員会におきまして、今回の発射が日米両国の安全保障及びこの地域に対する重大な脅威であるとの認識を再確認した旨報告を受けております。

今後の対応としては、米国と相互に協力しつつ、北朝鮮に對し、ミサイルの開発、発射、輸出等を行わないよう種々の場で働きかけていく考えでございますが、なかなか北朝鮮を相手にいたしておりますいろいろな外交につきましては困難な点がございます。米国の米朝会談、これが一応の成果を見たわけでございまして、さらに関連する四カ国の会合もまた再び開かれる可能性がございます。

日本といたしましては、この北東アジアの安全というものを考えますと、周辺であるロシア、そして我が国もこの問題については深い関心を寄せざるを得ませんので、私といたしましては、すぐこの六カ国が集まるということでは現実問題として大変難しいとは思いますが、北東アジアの安全と安定を図るためには、そうした国々がお互い

十分話し合う機会もこれから設けていくことが重要であるという考え方も申し上げたところでございます。

次に、周辺事態安全確保法案等についてでございますが、この法律案並びに自衛隊改正法案及び日米物品役務相互提供協定改正協定につきましても、閣議決定をして国会に提出をいたしてございまして、政府としては、我が国の平和と安全にとって重要なこれらの法案や協定が国会で御審議を早期にされ、成立または承認されることを心から期待いたしております。

次に、弾道ミサイル防衛に関するお尋ねであります。先般の日米安全保障協議委員会、すなわち2プラス2では、共同技術研究を実施する方向性を示し、そのための政府内部での調整を含めた作業を今後進めていくことを示したとの報告を受けております。

いずれにせよ、政府としては、共同技術研究の着手を決定したわけではございませんが、本件は我が国の防衛政策上も日米安保体制の運用上も重要な課題であると認識をいたしており、今後適切に対処いたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 齋藤勲君。
〔齋藤勲君登壇、拍手〕
○齋藤勲君 私は、ただいまの小淵総理の国際連合第五十三回総会及び日米首脳会談出席等に関する報告について、民主党・新緑風会を代表して質問をいたします。

今回行われた小淵総理就任以来初の日米首脳会談は、世界じゅうの人々やマーケットから注目をされておりましたが、米国の新聞の論調は、来年前半にまた会うことと、両首脳がお互いをファーストネームで呼ぶことを決めたにすぎず、経済問題は何か一つ解決していないとか、日本に経済的災禍

を解決する能力があるとは楽観的になれないことがはつきりしたとか、日本は何も新しい提案を示さなかったとか、残念ながら情けないまでに皮肉とあきらめに満ちております。先ほどの総理の報告が余りにも、率直に申し上げまして楽天的と申しますか、自画自賛にあふれているのではないかと、危惧の念を抱かざるを得ません。

さて、十八日の党首会談において、総理は長銀問題について、野党三派の金融再生法案で言う「特別公的管理等」で対処することを確認されました。民主党としては、長銀は特別公的管理に移した上で、住友信託銀行との合併ではなく営業譲渡・整理することと、現在長銀が画策している日本リース等に対する債権放棄は認められないことを主張して与野党合意に至ったのです。にもかかわらず、党首会談の翌日から、「特別公的管理等」をめぐって誤った解釈を確信犯的に述べた自民党幹部がおられることは大変残念なことであります。

また、総理御自身もニューヨークでこの問題に触れられ、長銀に公的資金を投入し、破綻させないで住友信託と合併させる旨発言されたと報道されております。さらに、昨日の衆議院本会議における答弁では、長銀は新しい特別公的管理の枠組みのもとで対処することと、住友信託銀行との合併構想に対する期待を表明されました。

端的に伺いますけれども、これは長銀を破綻と認定しないままに、一時国有化した上で住友信託と合併させるスキームを念頭に置いての発言でしょうか。もしそうであるならば、さきの党首会談における合意を踏みにじり、与野党間の信頼関係を損なうものであります。我々としては断固容認することはできません。この間の経緯も含めて、改めて総理の明確な見解をお伺いいたします。

また、いわゆる財分分離の完全実施と金融行政の一元化に關しても党首会談で合意をいたしましたけれども、これについても、金融危機管理・破

総務部は大蔵省に残すといった発言が与党幹部の間から聞かれました。それどころか、昨日の衆議院本会議では、総理自身の口からも、財政と金融の分離等に関する問題につきましては、中央省庁等改革の枠組みの中で、金融庁の設置により対処すると、党首会談の合意から大幅に後退した発言が聞かれました。総理の発言は財金分離の完全実施からはほど遠い内容であり、この点についても与野党合意をほこするもので看過できません。あわせて総理の明確な説明を求めます。

次に、日米首脳会談における金融システム安定化に関する議論についてお尋ねをいたします。

クリントン大統領は、存続可能な銀行を適切な条件のもと、十分な額の公的資金で支援する必要がありますと発言されたこと報道されております。また、サマーズ財務副長官も、公的資金の投入は不可欠だと認識を示しながらも、安直な銀行救済にならないよう、慎重に注入する必要があるとの条件をつけております。こうした米国の発言は、決して公的資金による銀行救済のための資本注入を認めているものではないと考えます。総理はどう理解されているのか、伺います。

また、総理は、金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意を表明されましたが、これは大手十九行を破綻させないという意味でしょうか。野党案の特別公的管理によれば、金融システム全体の包括的な安定性を揺るがせないで管理された破綻処理を行うことは十分可能です。このことを総理が一刻も早く御理解なさることを望んでおります。

さて、このようなとき、昨日、大蔵省汚職事件で収賄罪に問われていた宮川被告に、東京地裁は

懲役二年六ヶ月、執行猶予三年、追徴金八百一十一万円の有罪判決を言い渡しました。大蔵省金融証券検査官室長という金融検査の最前線にいた被告に対する有罪判決に総理がどのような感想をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

次に、北朝鮮のミサイル発射問題が日本の安全保障及び北東アジアの平和と安定に極めて憂慮すべき行為との日米首脳間の認識については、我々も同じく共有するものであります。北朝鮮が発射した物体の性格にかかわらず、北朝鮮のミサイルが日本の安全保障にとって重大な要素であることは言をまちません。このミサイルに対する外交的、軍事的抑止を日本政府としてどのように考えているのか、総理の考え方を伺いいたします。

ところで、去る二十日、日米安全保障協議委員会は弾道ミサイル防衛、BMD構想に関して、調査段階から格上げして共同技術研究を実施する方向で作業を進めていく旨を合意していますが、BMDには予算上の問題だけでなく、技術的信頼性、外交、軍事関係への影響など検討すべき課題が山積をしております。国会等での議論もなく、北朝鮮のミサイルまたは人工衛星発射直後の混乱の中で、2プラス2における事実上の合意を行ったことについては早計の感を免れません。

政府は、今回の2プラス2は方針に関する仮合意であり、最終的なものではないと強調されておりますが、仮の方針にしても、日米外務、防衛の大臣による共同発表文書をもとめた意味は無視できません。総理、共同技術開発の方針に合意した理由について明確にお答えください。

次に、こうした重大な安全保障上の問題に取り組むためには、防衛庁・自衛隊の組織がしっかり

していることと、それに対する国民の信頼が確立されていることが大前提であります。しかし、その国民の信頼も、今般の防衛庁部品調達にかかわる防衛庁幹部の背任事件で次々とその内容が明らかになるにつれ、全く失われてしまったと言っても過言ではないと思います。徹底した真相究明や再発防止策、綱紀の肅正を求めるものであります。

それにはまず、総理が防衛庁・自衛隊トップの長官の更迭を行うべきであります。事件の解明等は新しいトップのもとで行ってこそ意味のあるものであります。この点について総理の見解を求めます。

次に、総理は首脳会談で、日米特別行動委員会、SACO最終報告の内容が依然実現していないことを遺憾に思うと述べられていたようであり、沖縄米軍基地の整理、縮小、移転問題については、橋本前総理のもとで地元沖縄県の理解を求めることに失敗し、むしろ中央政府と沖縄県、沖縄県民との間に溝をつくったまま今日に至っていることを大変残念であります。総理が、就任以来今日まで、沖縄基地問題の解決のためにどのようなイニシアチブをおとりになったのか、お尋ねいたします。

次に、沖縄県とのコミュニケーションを今後いつまでにどのような形で改善しようと考えているのか、普天間の代替地として名護沖のヘリポート以外に県内、県外を問わず代替案を米国と交渉する用意があるのか、ぜひ明確な言葉でお答えいただきたいと思ひます。

さて、クリントン大統領と小淵総理は、日米関係は重要な二国間関係はないことを確認されて

おります。我々も日米関係は日本外交の基軸であると認識をしており、それ自体は非常に結構なこととあります。しかし、日本を取り巻く安全保障環境や外交環境は激変をしており、日米関係の観点からのみ日本外交を組み立てるのはいささか無理になってきているのも事実であります。

日米防衛協力の指針に言う周辺事態についても、事実上米国の協議で決まる以上、米国の外交スタンスによってはある紛争や事態が周辺事態になったりならなかったりします。総理は衆議院で、ガイドラインは特定の国、地域を対象にしているものではないから、米中関係はガイドラインとは関係がない旨答弁をされておりますが、外交と防衛は表裏一体なのであります。いまだ一度、米中関係が日米ガイドラインに与える影響について、総理の見解を求めます。

冒頭にも申し上げたように、日本の金融システムの安定、強化は、日本はもとより世界じゅうが注目している喫緊の課題であります。一方、法案の重要性にかんがみ、当参議院においても十分な審議が不可欠なことは言うまでもありません。現在のペースで十月七日の会期末までに金融法案が成立するかどうか、率直に私としては危惧の念を持たざるを得ません。

総理はよく、私のリーダーシップでとか、スピーディーにとか、その言葉をお使いになります。総理、真に緊急性の認識を持っているのであれば、与野党党首合意の基本線に速やかに戻るべきであります。昨日行われた与野党間の折衝では、与野党の政策責任者から、党首会談で合意した以外の項目について修正案の提示があったと聞いております。このような態度は法案の早期成立に

障害となるものであり、総理・総裁として現場に明確な指示をされることを望みます。この点も含め、金融法案処理に関する総理の熱意のほどを伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 齋藤勳議員にお答え申し上げます。

まず、長銀問題でございますが、長銀問題につきましては、今般の与野党合意におきまして、これに適用できる特別公的管理の枠組みを早急に確定し、新しい法律で規定した上で対処することとされております。政府といたしましては、新法が成立し、新しい利用可能な枠組みのもとで対処することを望んでおります。

この具体的な枠組みにつきましては、今後、与野党の政策責任者間で検討されるものと理解をいたしておりますが、いずれにいたしましても、長銀につきましては、住友信託銀行との合併構想が我が国金融システムの安定と国民経済の円滑な運営に資することを強く期待いたしておりますところでございます。

財政と金融の分離に関する問題につきましては、各党との一連の話し合いにおきまして、中央省庁等改革の枠組みの中で、金融庁の設置により対処することとし、次期通常国会終了までに必要な法整備を行うとの趣旨であると理解いたしておりますところでございます。後退であるという考え方は当たらないと思っております。

日米首脳会談における公的資金に関する議論についてのお尋ねもございました。クリントン大統領は、存続可能な銀行を、適切な条件のもと、十分な額の公的支援によって支援

する必要性を強調され、私は、金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨んでおるとお感じのところでございます。また、大統領と私は、日本が不良債権処理を加速し、金融にかかわるデフスクロージャーを向上させ、監督体制を強化し、預金者保護を図りつつ金融システムを再建することの重要性について合意をいたしました。

金融システムの安定化についてもお尋ねがありました。金融機関の破綻が経済に対して与える悪影響やコストも踏まえ、適切に対処していくことが重要であり、いずれにいたしましても、金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨んでまいりたいと思っております。

次に、金融検査の最前線にいた職員に有罪判決が言い渡されたことについてでございますが、金融行政の公正性に対する信頼を確保していくため、金融機関等に対する検査・監督に従事する職員には高いモラルの保持が求められているものと考えております。判決の重みを厳粛に受けとめ、引き続き綱紀の厳正な保持に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、外交問題であります。北朝鮮のミサイル発射についてお尋ねがありました。

これは日本のみならず北東アジアの平和と安定にとつて極めて憂慮すべき行為であり、この関連で、日米安保条約上の双方のコミットメントは確固たるものであることを今般の日米首脳会談で再確認いたしましたところでございます。また、あわせて、北朝鮮に対し、これ以上のミサイル発射、開発及び輸出を行わないよう、種々の場において働きかけていく旨確認をいたしました。

弾道ミサイル防衛、BMDに関する質問でございますが、先般の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2では、共同技術研究を実施する方向性を示し、そのため政府内での調整を含めた作業を今後進めていくことを示したと報告を受けております。いずれにせよ、政府としては、共同技術研究の着手を決定いたしましたわけではなく、今後、本研究を実施する場合の予算に関連する防衛庁の作業等も含め、適切に対処してまいりたいと考えております。

防衛装備品の調達をめぐって国民の信頼を失墜させる事態が生じたことにつきましては、心からおわびいたします。今後、事実関係を徹底的に究明するとともに、再発防止に向け、調達の仕組みの抜本的改善と綱紀の保持に全力で取り組み、国民の信頼を早期に回復することが防衛庁長官として最大の責務であると考えております。

沖縄の基地問題についてお尋ねですが、本問題は内閣の重要課題であり、SACOの最終報告の内容を着実に実施することが問題解決のため必要と考えております。

また、前内閣のもと、知事と会う以上は問題解決に資するものにしたというの考え方を伝えまして、県より知事も同意向との考えが示されたと承知をいたしており、私といたしましても、具体的、建設的な話し合いを持つことができればと考えておるところでございます。

普天間の飛行場の返還に必要な代替ヘリポートにつきましてのお尋ねですが、海上ヘリポート案は、海兵隊の運用特性や地元から表明された種々の懸念を念頭に置きながら、沖縄県の負担をできる限り軽減しつつ普天間飛行場の返還を

実現するため日米間で最大の努力を行った結果であり、この案が最良の選択であると考えております。

いずれにいたしましても、これまでの経緯等も踏まえつつ、今後本問題につきましては県内におきましてどのような議論がさらに展開されるか、こうした点も十分関心を持って見守りつつ、真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

米中関係と指針についてのお尋ねがあります。ある事態が周辺事態に該当するか否かにつきましては、日米両国政府がおの主体的に判断をいたすことであることは申し上げるまでもありません。また、重ねて指針は特定の地域における事態を議論して作成したものでございせん。したがって、米中関係と中国との関係いかにによって指針が影響を受けるということではありせん。最後に、金融法案処理に関する熱意についてお尋ねがございました。

金融システム全体の包括的な安定を揺るがさないとの決意で臨み、早急に一連の法案の成立と具体的実施を図ることが重要であると考えております。このため全力を尽くしてまいりたいと思っております。

リーダーシップその他大衆御批判をちょうだいいたしました。私もこの国会におきまして与野党とも本問題に対する認識はひとしくして、現下、各党間の話し合いを積極的に見守っております。ごさいまして、私の本問題に対する解決に対する熱意はいささかも衰えておるものでないことを申

平成十年九月二十五日 参議院會議録第十号

國務大臣の報告に関する件(國際連合第五十三回總會及び日米首脳會談出席等に関する報告について)

し上げて、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 益田洋介君。

(益田洋介君登壇、拍手)

○益田洋介君 私は、公明を代表して、小淵内閣總理大臣及び宮澤大蔵大臣に質問をいたします。去る二十三日未明の日米首脳會談の最大のテーマであった我が国の金融経済問題に關し、總理は、橋本前政権の政策を大転換して景氣対策に取り組むと発言されました。日米兩國の國民の多くの方は、一体これはどういうことなのかと驚いたのではないかと私は考えます。

總理は、橋本前政権の中核關係として、財政構造改革路線や消費税率の引き上げなどを推進してきた当事者でございます。したがって、前政権の政策は誤りであったと言つたのであれば、みずから主體的に參與した政策に誤りがあり、みずからも前政権の失政に加担したことを意味することになるわけです。總理のこの点に対する御見解をお伺いしたい。

次に、ただいま懸案であります金融再生法案に關する論議についてでございますが、今回の會談で、大統領が總理に冒頭要求いたしました存続可能な銀行に対する十分な額の公的資金の投入という文言は、まさに長銀問題への対応について言っているものであります。總理は、既に与野党間の合意で公的資金投入は行わない旨約束した上で訪米いたし、會談に臨んだことなどを的確に米側に伝えたのかどうか甚だ疑わしい。それとも、アメリカ側からこうした要求を突きつけられれば、野

党三党首と昨日交わしたばかりの合意など、即座に撤回しても構わないというふうにお考えなのか、その真意をお伺いしたい。

次に、長銀の破綻前処理については、現在このようにしてさまざまな論議があるわけですが、いづれにいたしましても、その際、國民の皆様の理解を得るためには十分なディスクロージャーがなされなければならないことは火を見るより明らかでございます。

長銀は金融債を発行して資金調達を行っているわけですが、昨今の状況から毎月の発行残高は低下しております。平成八年では毎月一兆円前後の発行を行っていたわけですが、本年になりましてからは二千四百億円前後となっております。

こうした経緯の中で、長銀の金融債を今でも大量に買い続けてくれる優良な顧客がおるわけですが、それは大蔵省理財局資金運用部であると言われているわけでございます。資金運用部の資金は、郵便貯金、厚生年金、國民年金などの國民の財産がもとになっている。もしこうした資金で長銀の金融債を大量に買い付けていることが事実であるとすれば、既に國民の目の届かないところで長銀救済を目的として政府は公的資金の導入をしていることになるわけでございます。

大蔵大臣はこの事実をお認めになりますか。事実であるとすれば、金額はいかほどか、どのような種類の金融債を買っているのか、國民の前に明らかにすべきであると私は考えますが、いかがでございますか。

NTTドコモは、十月二十二日、NTT政府保有株の第四次放出として東証一部に上場される予

定となっております。この一週間ほど、總理の周辺の人物がNTTドコモの未公開株を保有していることが問題になっております。

その人物とは、總理の実兄で群馬県中之条町長でもある小淵光平氏、そして總理秘書官の古川俊隆氏であり、小淵光平氏が二百七十株、古川俊隆氏が百三十五株と言われております。十月十二日、ブックビルディング方式で決められる公開価格は、ドコモの算出見込みによりまして、一株三百万円と見込まれているものでございます。このことはそれぞれ小淵光平氏が八億円、古川俊隆氏が四億円の株を保有していることになりまして、未公開株でもうけるといった構図が總理の直近の直近たる人物であるということはいかがなものでしょうか。十一年前のリクルートコスモス社の未公開株の店頭登録前譲渡事件をほうふつとさせる状況と私は判ぜざるを得ないが、この際、總理に事実關係をきちんと説明していただきたい。

一九五二年、当時大蔵大臣であった故池田勇元總理の肝いりで設立をされた日本長期信用銀行と宮澤大蔵大臣は深い關係を保持されてきたと一般には認識をされております。

ちなみに、広島県福山市に本社を有する常石造船という中堅企業は、長銀から相当な融資を受けてきた経緯があります。この企業は宮澤大蔵大臣のいわばスポンサーであり、選挙では会社ぐるみの応援をしているということでございます。仮に長銀が破綻をいたしますと、当然のことながらこの企業も多大な影響をこうむるわけでございます。宮澤大蔵大臣の支持基盤が崩れるということになる。また、同社は長銀から一九八七年と八九

年に二回にわたり計十六億円に及ぶ融資を受けていますが、これら融資の担保は大蔵大臣の自宅の土地であるとされている。大蔵大臣はこの事実をお認めになりますか。

先日、私は欧州のある国の公使と對談をいたしました。去る十九日、三野党三党首との間で金融再生法案という懸案の、國家としての当面する最重要事項の修正について合意を見ておきながら、その舌の先が乾かないうちに合意の根底が覆されるような状況を生じしめるという成り行きを見せつけられ、日本の總理として当事者能力に乏しく、指導力が欠落しているのではないかと、世界經濟の危機に対する認識が本当にあるのかどうか、一國の外交をあずかる立場からこの公使はそのように不安感を吐露しておりました。

私も残念ながらその意見には全く同感でありまして、就任間もないことで申しわけないのでございますが、小淵總理に一刻も早く退陣していただくことが日本の經濟を救済する唯一の道であるということ強く主張いたし、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣小淵恵三君 益田洋介議員にお答え申し上げます。まず、日米首脳會談における我が國の經濟政策についての説明に關するお尋ねでございます。私は、大統領に次のように説明し、理解を得たところでございます。すなわち、橋本内閣から私の内閣を引き受けるに当たり、この内閣を經濟再生内閣と位置づけ、これまで經濟再生に向け果斷に取り組んできたところでありまして、具體的には、財政構造改革を推進するという考え方は守り

つつも、まずは、景気の回復に全力を尽くすため、財政構造改革法はこれを凍結することとし、これを前提に十年度第二次補正予算と十一年度予算を一体のものとして編成することとしたしており、また、六兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施することとした。

このような日本側の施策について説明し、アメリカとしてもこれを多とするということで御理解をいただいたものと考えております。

橋本内閣時代の閣僚でなかったかという御指摘でございます。

橋本内閣としての六大改革の推進につきまして、は、当時、私も外務大臣としてというよりも国務大臣としての責務は負っておったことは理解をいたしております。その反省の上に立ちまして、私は政策の大転換を図る決意をし、自由民主党の総裁候補に立候補し、当選し、かつ本国会の指名を受けて総理大臣になったわけでございますので、私といたしましては、新たな観点に立ちまして、日本経済再生が今や喫緊の課題であるという考え方に立ちまして、この内閣をそのように命名し、かつその実効性を期してあるところでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思う次第でございます。

長銀問題への対応についてのお尋ねであります。が、米国における首脳会談で、長銀問題を含めまして個別銀行の話は行われませんでした。

なお、この問題につきまして、今般の与野党合意において、これに適用できる特別公的管理の枠組みを早急に確定し、新しい法律で規定した上で対処することとされております。政府といたしまして、新法が成立し、新しい利用可能な枠組みの

もとで対処することを望んでおります。この具体的な枠組みにつきましては、今後、与野党の政策責任者間で検討されるものと考えております。

ブレア首相との会談におきまして、金融経済問題についてお話がありました。

会談では、日本及び世界の金融経済問題を含めまして、日英両国が共通の関心を持つてさまざまな問題について話し合いを行いました。英国を含む主要国との間で、経済政策や安全保障にかかわる問題について、引き続き時宜にかなった意見交換を行うよう努めてまいります。

北朝鮮のミサイル発射の対応についてでございますが、お尋ねがなかったようでございますので、お答えは省かせていただきます。次、私の兄と秘書官が通信会社の株式を保有していることについてのお尋ねは確かにござい

ました。私の兄と秘書官からの報告を受けているところによりますれば、本通信会社の株式保有の経緯といたしまして、昭和四十七年に設立をされましたこの会社の前身のまたその前身に当たるポケットベル委託会社の設立の際、地元経済界の皆さんからの御要請もありまして株主になり、いずれも長期間にわたりこれを保有しておったということでございます。当時ほとんどこの会社は利益が上がりません、したがって、配当のない会社として長きにわたって存続したところでございます。

したがって、また、その取得経緯につきましても、何ら不適切なことはなかったと承知をしております。議員おっしゃられるように、一般的に株式公開前に株式を取得して、それを売却しその利益を得ようとするような行為は行わなかつ

たということにつきましては、これを御理解いただきたいと思っております。

なお、私自身のリーダーシップについてのお尋ねもございました。特に、現在各党間で行われております協議につきましましてでございますけれども、私はむしろ国会、すなわち各党間でこうした問題について十分話し合いをすることこそ、実は私も自由民主党の総裁として、自由民主党、与党として法案を提出いたしておりますが、がむしゃらに法律を通すということよりも、与野党間で十分話し合つてよりよきものを目指すということを私が指示することの方が、むしろ私にとりましてはリーダーシップであると、そう考えておりますので、御理解をいただきたいと思う次第でございます。

以上、御答弁申し上げる次第でございます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 資金運用部資金の運用についてお尋ねがございましたが、資金運用部資金の運用対象は、資金運用部資金法第七条におきまして個別に列挙されております。その中には、国債等と並びまして金融債も運用対象として掲げられております。

資金運用部の資金の中で、財政投融資計画に充てられていない五年未満の資金の短期の運用対象として、本年八月末現在、約二兆五千七百億円の金融債を保有しているところであります。これは各種の金融債の総額でございますが、どの金融債を幾らということは市場への影響も考えられますことから、一般に公表いたしておりませんので、御了承をお願い申し上げます。

次に、私の郷里の造船所に対する長銀融資についてのお尋ねでございますが、問い合わせましたところ、御指摘の会社は現在長銀から融資を受けておりません。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、総理の訪米報告に対する質問をいたします。初めに、金融問題について伺います。

最近の世論調査でも、九割近くの国民が日本長期信用銀行への公的資金投入に反対と答えています。中小企業に貸し渡す銀行をなぜ税金で助けるのか、長銀の乱脈経営のツケをなぜ国民が負担するのか、これが町にあふれる国民の声であります。

ところが、日米首脳会談で総理は、クリントン大統領に存続可能な銀行を十分な額の公的資金で支援すべきだと要求され、金融システムの安定性を揺るがさない決意で臨むと答えたといっています。総理、大統領の言う存続可能な銀行とは何を指しているのですか。総理は、存続可能、すなわち生き延びる銀行にも資本注入するよう求められたのではありませんか。そして、それにこたえるということは、十三兆円の資本注入スキームを形を変えて残すということではありませんか。答弁を求めます。

また、総理は、存続可能な銀行に今最大の焦点となつて長銀も含まれると認識しているのですか。昨日の衆議院本会議で、総理は、長銀と住友信託銀行との合併構想について強く期待していると

述べました。しかし、宮澤蔵相は、長銀は資本注入しなければ破綻すると国会で答弁しています。破綻すれば合併はできません。したがって、総理の期待どおり長銀と住信を合併させるためには、長銀への公的資金の投入が不可欠ということになると思いますが、いかがですか。それとも、公的資金投入なしの合併も可能と考えるのですか。

この際、世論に逆らう銀行支援のための公的資金投入はきっぱりとやめ、銀行業界の自己責任、自己負担の原則こそ明確に貫くべきであります。

次に、景気対策について伺います。

戦後初めてGDPが三期連続マイナス成長となり、家計消費支出も九月月連続前年割れとなるなど、消費不況はますます深刻になっていきます。

ところが、小内閣はこの二カ月、銀行支援には熱心でしたが、国民の消費拡大には全く手を打ちませんでした。その責任は重大であります。七兆円減税構想も、納税者の八、九割がこしより増税となり、消費拡大にはつながりません。いわゆる十五カ月予算も、ことしの経済白書がバブル崩壊後需要拡大効果が顕在化しなかったとしている公共事業の拡大を中心とする対策であり、消費拡大効果は期待できません。事実、これらに対する市場の反応も否定的ではありませんか。

総理は、日米首脳會談で、日本経済の再生のために今後適切な措置をとると約束しましたが、一体どんな措置をとるのですか。またや公共事業の上積みですか。消費拡大に効果のない従来型の対策ではなく、今こそ、毎日の売り買いの現場で重くのしかかる五%の消費税をせめて三%に戻すこと、社会保障の充実や雇用対策などで国民の将来不安を取り除くこと、そして中小企業の営業

と農家の経営を支えることを断行すべきであります。総理があくまで消費税減税を拒否するならば、ほかに消費拡大に直接結びつくどんな有効な手段があるのでしょうか。答弁を求めます。

最後に、日米安保協議委員会で共同技術研究が合意されたTMD、戦域ミサイル防衛構想についてであります。

TMDは、相手国から飛んでくる弾道ミサイルを迎撃ミサイルで撃ち落とすという構想であります。しかし、これは決して日本の安全を守るための構想ではありません。国防総省が、米軍が展開、移動、交戦の際に自由に行動することを可能にするとして強調しているのとおり、米軍の自由な軍事行動を保障することに最大の目的があります。だからこそ、中国外務省高官も、軍事的な優位を図り、地域の安定を破壊する行為であり反対すると述べているのであります。北朝鮮のミサイル発射問題を口実にして日本がTMD共同研究に踏み出すことが、北東アジア地域の軍事的緊張をかえって高め、軍拡競争の悪循環をもたらすことになるのは明白ではありませんか。答弁を求めます。

TMDは専門家の間でもその実現可能性を疑問視する声が少なくありません。しかも、日本には兆円単位の費用負担が求められるとされています。財政危機を理由に国民負担増を強要する一方で、技術的に完成するかどうかかわからない構想に巨額の税金を注ぐなど、もったいない構想にすぎません。またや、背任事件で国民に多額の損害を与えた防衛庁が、その説明もしないままこの構想を進めることは、莫大の税金のむだ遣いとなるだけであり、言語道断であります。総理並びに防衛庁長官の認識を伺います。

総理は、首脳會談でガイドライン関連法案の早期成立を約束したとされています。しかし、それはアメリカの無法な軍事干渉に日本を自動的に参戦させる仕組みづくりであり、さきの参議院選挙で示された民意に背いて発足した小内閣が、こうした危険な道を突き進むことは絶対に許されません。憲法の平和原則に基づく平和外交の積極的展開こそ二十一世紀の日本が進むべき道であります。ガイドライン法案の撤回、TMD共同技術研究への参加中止を強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 山下芳生議員にお答え申し上げます。

まず、クリントン大統領の言う存続可能な銀行は何を指しているのか、こういうことでございませうが、日米首脳會談におきましてクリントン大統領は、存続可能な銀行を適切な条件のもと、十分な額の公的資金によって支援する必要性を強調されましたが、具体的な問題に言及されたわけではありません。

いずれにしても、政府としては、金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨んでまいりたい、このように考えております。

存続可能な銀行に長銀も含まれるかどうかという点であります。首脳會談では、長銀問題を含めて個別銀行の話は行われておりません。

なお、長銀につきましては、住友信託銀行との合併構想が我が国金融システムの安定と国民経済の円滑な運営に資することを強く期待いたしております。ところでございませう。

長銀への公的資金の投入についてお尋ねがあり

ました。長銀の問題につきましては、先般の与野党合意におきまして、これに適用できる特別公的管理の枠組みを早急に確定し、新しい法律で規定した上で対処することとされており、政府としては、新法が成立し、新しい利用可能な枠組みのもとで対処することを望んでおります。この具体的な枠組みにつきましては、今後与野党の政策責任者間で検討されるものと理解をいたしておるところでございます。

日米首脳會談での我が国の経済についてのお尋ねがございました。

私は、日本経済の早期回復を確保し、日本経済の減退を反転させ、強力かつ持続可能な成長に確実に乗せていくための努力と適切な措置をとる意図を大統領に説明いたしました。具体的には、政府として日本経済を再生するために総合経済対策の実施に全力を挙げてまいりたいことを申し上げ、そして金融再生に関する法律の早期実現も極めて重要な点であることも申し上げました。

その上で、一刻も早い景気回復を図るため、平成十一年度に向けて切れ目なく施策を実行すべく、事業規模で十兆を超える第二次補正予算と平成十一年度予算を一体のものとして編成すること、税制については、我が国の将来を見据えたより望ましい制度の構築に向け、抜本的な見直しを展望しつつ、景気に最大配慮して六兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施いたしてまいります。我が国経済の再生のために、今後適切な措置をとっていくことが重要であると考えております。BMDの共同技術研究に関するお尋ねでありましたが、BMDは我が国防衛政策上も、日米安保

体制の運用上も重要な課題と認識いたしております。政府としても、共同技術研究の着手を決定したわけではありませんが、BMDはあくまでも純粹に防衛的システムで、他国に対して軍事的脅威を与えたり、地域の安定を損なうような性格のものであるとは全く考えておりません。

防衛庁の背任事件並びにTMDの構想について重ねてお尋ねがありました。防衛装備品の調達をめぐる問題につきましては、今後、事実関係を徹底的に究明するとともに、再発防止に向け全力で取り組んでまいる所存であります。

他方、弾道ミサイルの問題につきましては、政府としては、先ほど申し上げたように共同技術研究の着手を決定したわけではございませんが、BMDの意義等にかんがみますと、肅々と今後の対応について検討を続けることは必要であると考えております。

ガイドラインの関連法案の問題につきましてはお尋ねがありました。周辺事態安全確保法案、自衛隊法改正法案及び日米物品役務相互提供協定改正協定につきましては、本年四月末に閣議決定し国会に提出をいたしております。ごさいいます。が、残念ながら現時点におきまして審議が進んでおりません。しかし、これは我が国の平和と安全にとって重要なものであることは申すまでもないことでありまして、政府としてこれらが早期に国会で御審議され、成立また承認されることを期待いたしております。ごさいいます。

○議長(斎藤十朗君) 御紹介いたします。

本院の招待により来日されましたネパール王國上院議員団の御一行がたゞいま傍聴席にお見えになっております。

ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

(総員起立、拍手)

(國務大臣額賀福志郎君登壇、拍手)

○國務大臣(額賀福志郎君) 山下議員の御質問にお答えをいたします。

防衛庁の背任事件とTMD構想についてのお尋ねでございます。

防衛装備品の調達をめぐって国民の信頼を失墜させる事態が生じたことにつきましては、まことに遺憾であり、大変申しわけないと思っております。

今後、事実関係を徹底的に究明いたしますとともに、再発防止に向けまして、調達の仕組みの抜本的改善と綱紀の肅正に全力で取り組み、国民の信頼を回復してまいりたいというのが私の責任であると思っております。

また、弾道ミサイル防衛の問題につきましては、先ほど小淵総理からお話がありましたように、政府として共同技術研究の着手を決定したわけではございませんけれども、今後ともBMDの意義等にかんがみまして、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 清水澄子君。

(清水澄子君登壇、拍手)

○清水澄子君 私、社会民主党・護憲連合を代表し、小淵総理、額賀防衛庁長官に質問いたします。

総理は、国連演説で、核並びに非核兵器の軍縮を推進し、また、地域紛争の根底にある貧困などを開発問題にも一層貢献すると表明されました。しかし、その一方で、日米安全保障協議委員会では、新ガイドライン関連法案等の早期成立と批准に最善を尽くしたいと表明し、TMDについて日米共同技術研究を実施する方向で合意したと伝えられております。

小淵総理は、国連では軍縮、平和を強調しましたが、国内では北朝鮮のミサイル騒動に過剰に反応して、日朝正常化交渉への道筋をみずから狭めるとともに、海外ではこれを口実として、TMDの日米共同技術研究を何ら国会の審議を経ることなく独断専行するとは、一体どのような外交理念と方針に基づくものでございましょうか。

また、偵察衛星の導入やTMDの開発は、中国など周辺アジア諸国の感情を無視した我が国の軍備拡大であることは明らかであります。

加えて、北朝鮮とは米國を通じてしか交渉できないような現状から一刻も早く脱却し、対等の立場で直接交渉できる正常な関係にすることこそ、我が国外交の最も重要な課題のいずれであります。にもかかわらず、軍拡を正当化し、周辺アジア諸國に警戒感を抱かせ、日朝正常化への道程を遠のさせることが果たして妥当で賢明な外交と言えるのでしょうか。以上につき、総理の答弁を求めます。

(議長退席、副議長着席)

TMD開発は、レーガン政権の戦略防衛構想に始まり、核戦争を戦い、生き残るという発想が根底にあります。膨大な開発費、しかも成功の確証もない研究について、国内論議のないままに多大の税金をつぎ込むことに国民は納得するのでしょうか。今急ぐべきは、防衛庁調達本部の透明化であり、背任事件の解明であります。また、宇宙開発を平和利用に限定した国会決議にも反するものではありませんか。防衛庁長官、お答えいただきたいと思ひます。

また、日米安全保障協議委員会では、沖縄基地問題についてどのような話し合いが行われたのでしょうか。新ガイドラインと周辺事態確保法案は日米安保条約の事実上の改定であり、従来の専守防衛を超える重大な防衛政策の転換と考えますが、総理の答弁を求めます。

次に、國際金融の問題についてお伺いいたします。

イギリスのブレア首相は、アジアに始まった一連の通貨・金融危機は、IMF、世銀を柱にした國際金融制度の欠点を示したと指摘し、抜本的な改革を提唱しています。総理は、ブレア首相との会談で、IMFを含む世界經濟、國際金融のあり方について正面から取り組むことの重要性で一致されております。

今般の危機は、規律なき市場の暴走の帰結であります。にもかかわらず、IMFの融資条件は、國情を無視した一律の緊縮政策、さらに自由化、規制緩和が中心で、そのため物価上昇、大量倒産、失業など、人々、特に貧困層の生活に大きな打撃を与えております。

総理、開發問題への一層の貢献を言うのであれ

ブレア首相ともこの問題、いろいろお話ししましたが、ＩＭＦの役割は役割として、時代も随分たっておりまうので、改めてＩＭＦのあり方等につきましても、政治のサイドからも検討をいたしてまいる時期ではないかという主張もブレアさんからもいろいろされました。我が国としても、この問題につきまして、さらに一層ＩＭＦの機能が

發揮できますように検討いたしていくべきものと
考えております。

投機的な為替取引についてお尋ねがござい
ました。

現在、過剰な短期資金の流入及び流出が今回の
世界的な通貨・金融危機の引き金となっており、側
面もあるとの認識から、こうした行き過ぎた動き
を予防するにはどのような国際的仕組みが考えら
れるのかという問題意識に立った検討が、さまざ
まな国際的舞臺において行われております。我が
国としても、こうした検討に積極的に参加してい
く所存でございします。

金融再生問題の具体的方針についてお尋ねが
ございました。

先般、基本的な合意形成への道筋をつけるため
党首会談を個別に行ったところでございますが、
現在、これを踏まえ、与野党間で内容の詰めが行
われているところでございます。政府としては、
早急に一連の法案の成立と具体的な実施を図るこ
とが重要であると考えております。

破綻前の金融機関にかかわる早期健全化スキ
ームについてありますが、これまでの与野党協議
を経て、今後、金融機関の過少資本状態の解
消等、金融システムの早期健全化スキームにつ
いて早急に検討されるものと認識いたしてござ
います。政府としては、具体的な枠組みについて、今
後与野党間で内容の詰めが行われていくことを強
く期待いたしております。いずれにせよ、金融機
関の経営者あるいは株主責任の明確化、情報開示
の徹底等は極めて重要であると考えております。
次に、財政と金融の分離についての問題でござ
いますけれども、中央省庁等改革の枠組みの中で

金融庁の設置により対処することといたしてござ
います。次期通常国会終了までには必要な法整備
を行ってまいり所存でございします。

長銀への公的資金の注入について、国民の納得
を得るための条件整備に関してお尋ねがござい
ました。

長銀問題につきましては、今般の与野党合意に
おきまして、これに適用できる特別公的資金の枠
組みを早急に確定し、新しい法律で規定した上で
対処することとされており、政府としては、新法
が成立し、新しい利用可能な枠組みのもとで対処
することを望んでおります。この具体的な枠組み
につきましては、経営責任の明確化を初めとする
国民の理解を得るための方策も含め、今後与野党
の政策責任者間で検討されるものと理解をいたし
ております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
させます。(拍手)

(国務大臣額賀福志郎君登壇、拍手)

○国務大臣(額賀福志郎君) 清水議員にお答えを
いたします。

まず、調本の透明性確保とBMDに関する御質
問がありました。

防衛装備品の調達行政に関する検討につきま
しては、部外の有識者から成る防衛庁調達制度調査
検討会を昨日第一回の会合を開きまして、調達実
施本部の発足を初めとする現行の調達制度の成り
立ちから今日までの経緯、また、海外における防
衛調達制度の事例等を十分精査していただき、調
達システム全体の透明性、公平性を確保しなが
ら、今後の防衛調達システムを改善してまいりた
いというふうに思っております。私は、そうする

ことによって国民の信頼を回復していくことが私
の当面やることの責務であると考えているもので
ございます。

他方、これまで技術的実現可能性等の検討を
行ってきたBMDにつきましては、2プ
ラス2での議論を踏まえまして、今後共同技術研
究を実施する場合の予算に関連する作業等を始め
ることとしてございまして、こうした中で御指摘の
共同技術研究に係る経費についても検討をしてま
いりたいと思っております。また、今後の作業等
に当たりましては、御指摘の国会決議との関係に
ついて御議論をいただき、検討してまいらなけ
ればならないと思っております。

いずれにいたしましても、本件については国民
の皆さん方の御理解を得ながら努力をしてまいり
たいと思っております。

以上です。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 月原茂皓君。

(月原茂皓君登壇、拍手)

○月原茂皓君 私は、自由党を代表して、ただ
いまの小淵総理大臣の報告に関して質問をいたしま
す。

最初に、金融システムの安定化、景気回復につ
いて質問します。

アジアからロシア、中南米と波及した国際金融
市場の不安は、ニューヨーク株式市場の下落にも
至り、自国の経済の好調維持だけで、米国の無傷
で済むはずはないと大統領は当然考えたと思いま
す。そのため、日本の失敗を避けるため、米国が
傍観者、単なる批判者から共同歩調をとる監視者
へ変貌することは予測できたはずであります。

ルービン米財務長官は、十六日の米議会で日本の
金融問題に関連し、十分な公的資金の供給を可能
にする為野党の協力が重要と認識したとの報道を
初め、今回ほど多くのシグナルが伝えられたこと
は珍しいことであります。総理としては、十分検
討の上、クリントン大統領との初めての会談に臨
まれたことと思ひます。

そこで伺ひたいいたします。

金融再生法案の与野党合意であいまにいたした事
前の資金注入のこと、すなわち、国内で未決定の
ことを決定したものと米国の正式に伝えてしま
ったのではないのでしょうか。

二、米国も経験したことのない巨大銀行の倒産
の影響を読み切れない中で、米国の不安は大き
く、公的資金の事前注入の要請は当然予想された
ことでもあります。システムリスクを避けること
とは何でもやれというものが米国の主張と思ひま
すが、具体的な要請があったのでしょうか。それに
対してどのような態度をとられたのでしょうか。

三、クリントン大統領の存続可能な銀行に十分
な額の公的支援が必要だとの意見について、存続
可能な銀行とはどういうものかと理解されたので
しょうか。

四、景気対策について、今後適切な措置をと
ると答えていますが、七兆円の減税と十兆円の第
二次補正以上に何を考えているのでしょうか。こ
れは他の議員にお答えになったから、省略して結
構です。

最後に五、来週末のG7に、米国の要請をベ
ースに世界規模の新しい国際協力の枠組みが論じら
れておりますが、今までのような受動的なことでは
なくて、むしろ世界をリードして枠組みをつく

る努力が今こそ要請されると思います。日本の今までの失地回復にも私はなと思うんですが、どうお考えですか。

次に、安全保障の問題について伺います。

両首脳は、北朝鮮によるミサイルの発射は、日本の安全保障にかかわるだけでなく、北東アジアの平和と安定にとつても極めて憂慮すべき行為であるとの認識で一致した。この北朝鮮の態度は、我が国民が拉致されている中で、九五年に五十三万トンの食糧支援、また九五年から九七年に三千三百五十万ドル及び九千四百萬円の國際機關を通じての支援など、我々のソフトな政策、宥和政策が招いた結果ではないかと強く危惧するところであり、今後は、国家としてけじめをつけた断固たる姿勢で事に臨むべきであります。

我が国は、北朝鮮に対し、国交正常化交渉を当面の間見合わせることにし、追加的な食糧支援を拒否するとともに、軽水炉建設への協力を一時凍結することを決定しました。ところが、当初は厳しい姿勢であった米國は、さきの米朝會談においてKEDOの事業の進行に合意したほか、食糧援助も実施するとしており、同盟国である我が國が危機意識を強めているのに対し、その行動に温度差があると思われ、認識のギャップです。北朝鮮に対し、日米安保体制を基軸として關係諸國と対応することは重要ですが、その中で我が國は、場合によっては國益に即した毅然たる対応をとるべきだと考えますが、總理のお考えをお聞かせください。

次に、先般のミサイル危機に際し、図らずも明らかとなったものに情報収集能力の貧弱さがあります。その早急な改善の一つが人工衛星の保有で

あります。

まず、衛星にはいわゆる偵察衛星とミサイルの発射に伴う赤外線などを探知する早期警戒衛星がありますが、先般總理が、各種の調査研究を行っているかと答弁されたのはそれを指しておられるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

また、人工衛星の保有は、自國で衛星を開発するのか、また、外國の衛星を導入するのかの選択があります。外國からの導入あるいは衛星情報を購入することは、タイムラグやシャッターコントロールなどの可能性があり、いざというとき頼りにならないこともあり得ますが、政府としてはこういうことを勘案した上、どのようにお考えでしょうか。防衛庁長官にお伺いいたします。

さらに、弾道ミサイル防衛について質問いたしますが、今日の國際社会においては大量破壊兵器やその運搬手段となり得る弾道ミサイルの移動、拡散が進んでおり、BMDについてどう考えるかは今後の我が國の防衛政策上大きな課題であります。

この四年間、五億六千萬円を費やして防衛庁はBMDの必要性や効果を判断するため弾道ミサイルの脅威やシステムの具体的内容、その技術的実現可能性などを調査研究してきたと聞いております。

今回の防衛首脳會談においては、海上配備型上層システムを対象として防衛庁が共同技術研究を実施する方向で作業を進めていくことで合意したと報告されておりますが、米國が同システムの技術研究を来年度から始めることなど、さらには防衛庁の研究の実績、そういうものを考えると防衛庁長官の発言はむしろ来年度から共同参画が始ま

るという國際公約のようにとられると思います。

我が國の防衛体制の根幹にかかわり、多額の予算を必要とするこのような問題について、事前に安全保障會議に諮るべきであったと私は考えますが、總理大臣の答弁をお願いいたします。

あわせて、共同研究の実施決定までのタイムスケジュール及び残された検討課題については、防衛庁長官にお伺いいたします。

なお、ガイドラインの実施、SACO最終報告の早期完全実施、有事法制の整備等も重要な課題であります。それは次の機会に譲ることにして私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 月原茂昭議員にお答えを申し上げますが、その前に、お許しをいただきまして、先ほど清水澄子議員からのお尋ねの点について一点答弁漏れがございましたので、これを行わせていただきたいと思います。

すなわち、日米安全保障協議委員會におきまして、沖縄の基地問題についてどのような話し合いがされたかということでございますが、防衛庁長官が直接担当されておりましたので長官から御答弁があらうかと思いましたが、ございませんでしたので、私から申し上げます。

沖縄の米軍施設・区域に關する問題についてお尋ねでございますが、この協議委員會におきましては、SACO最終報告の着実な実施に対する日米の継続的コミットメントは再確認をされたというふうに長官から報告を受けております。

月原議員にお答えをいたしますが、まず、破綻前の金融機關に対する資金注入に關する米國での

発言についてのお尋ねでありました。

クリントン大統領は、米國を含む多くの國における歴史的経験にかんがみまして、日本の金融當局が、存続可能な銀行を、適切な条件のもと、十分な額の公的支援によって支援する必要性を強調しました。これに対し、私よりは金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨んでいる旨応じたところでございます。

システムリスクに關する米國の考え方についてのお尋ねでありましたが、日米首脳會談におきまして、クリントン大統領は、米國を含む多くの國における歴史的経験にかんがみまして、日本の金融當局が、存続可能な銀行を、適切な条件のもと、十分な額の公的支援によって支援する必要性を強調されたことは申し上げたとおりであります。これに対して、私どもの方からは、政府としては金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意を申し述べたところでありますが、早急に一連の法案の成立と具体的な実施を図ることが重要であると考えております。

また、先ほど米議會におきましてルービン財務長官等の御発言も例を挙げられました。こうした米國の財務當局者あるいはサマーズ副長官等、議會等におきまして御発言があります。私どもは、善意ある発言と受けとめておりますが、このことを実行いたしますのは、あくまでも我が國の基本的

に政府の責任であると認識をいたしております。現下、各党間で話し合いが進められておりますので、そうした状況につきましても、日本の状況につきましましては御説明申し上げましたが、政府といたしましては、ぜひ一日も早くそうした法案が成立することによりまして日本の金融の危機的状

況を脱却いたしていきたい、こう考えておるところでございます。

北朝鮮のミサイル発射に関するお尋ねでございました。

本件は、我が国の安全保障及び北東アジアの平和と安定にとり極めて憂慮すべき事態であり、毅然とした厳しい対応をとる必要があります。そのため政府は、先般、国交正常化交渉開催の見合わせ等の措置をとるところといたしましたところであり、今後とも議員の御指摘も踏まえながら効果的な方法を考え、関係各国とも協力しつつ、あらゆる外交的努力を傾注してまいりたいと考えております。

人工衛星に関する調査研究についてのお尋ねがありました。

専守防衛を旨とする我が国の防衛にとって、各種情報機能の充実は極めて重要であることから、有力な情報収集手段の一つである偵察衛星に從來より関心を有しておりますが、人工衛星一般の機能等に関する技術的見地から、広く各種の調査研究を行ってきておるところでございます。

弾道ミサイル防衛と安全保障会議についてお尋ねがありました。

政府としては、共同技術研究に着手することを現時点では決定しているわけではなく、今後、政府としての対応を決定するに当たりましては、その重要性にかんがみまして、安全保障会議におきましても審議を行う方針で調整を進めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣額賀福志郎君登壇、拍手)

○国務大臣(額賀福志郎君) 月原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人工衛星による情報の入手についてでございますけれども、防衛庁におきましては、御存じのように、従来から商用の地球観測衛星の画像データを利用して画像解析業務を実施してきております。防衛庁としては、今後とも、画像情報を含め、専守防衛を旨とする我が国の防衛にとって重要な各種情報機能の充実に図ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、弾道ミサイル防衛に関する質問であります。2プラス2におきまして、共同技術研究を実施する方向で作業を進めていくことが示されたことを踏まえまして、防衛首脳会議におきまして、防衛庁としての国内的な作業を始めることを表明いたしました。今後、防衛庁といたしましては、共同技術研究を実施する場合における予算に関連する防衛庁としての作業等を始める必要があると考えております。今後のスケジュール等のことにつきましては、まだ調整中であり、申し上げる段階にはないことを御了承いただきたいと思います。

以上であります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(菅野久光君) 日程第二 労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長吉岡吉典君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(吉岡吉典君登壇、拍手)

○吉岡吉典君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容につきましては、既に九月七日の本会議において趣旨説明が行われておりますので、簡潔にその内容を申し上げますと、制定以来五十年を経た労働基準法について、一定範囲の労働者に関する労働契約期間の上限延長、労働大臣による時間外労働に関する基準の策定、労使委員会決議に基づく新裁量労働制導入、都道府県労働基準局長による労使紛争解決に向けた援助体制創設など、所要の改正を行おうとするものであります。

衆議院では、本法律案に対し、新裁量労働制に關しての実施要件の追加と施行期日の延期、女性保護規定解消に伴う激変緩和措置としての時間外労働の基準の明確化などの修正が行われております。

委員会におきましては、本改正案と規制緩和推進との関係、有期労働契約の乱用防止策、時間外労働の基準を超える三六協定の効力、激変緩和措置の設定方法のあり方、休日・深夜労働に関する法的規制の必要性、新裁量労働制の具体的対象業務の範囲及び労使委員会の役割、労使紛争の解決支援措置の有効性、中小企業における労使協議の適正化策などの諸問題について質疑を行うとともに

に、参考人より意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

昨二十四日、質疑終局の動議が提出され、多数をもって質疑を終局することを決した後、日本共産党を代表して市田委員より、新裁量労働制の規定を削除することなどを内容とする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案について討論に入りしましたところ、日本共産党を代表して市田委員より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見が、また、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護国連合及び自由党を代表して笹野理事より原案に賛成、修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、十三項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○副議長(菅野久光君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○副議長(菅野久光君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八
賛成 二百二
反対 二十六
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(菅野久光君) 日程第三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案
日程第四 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案
(いずれも第四百二十二回国会内閣提出、第四百十三回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国民福祉委員長尾辻秀久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔尾辻秀久君登壇、拍手〕

○尾辻秀久君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国民福祉委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、第四百二十二回国会に参議院に提出され、衆議院に送付された後、継続審査となつていたものであります。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は、最近における感染症の発生の状況、医学医療の進歩、国際交流の進展等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症の発生の予防及び蔓延の防止を

図るための措置を定めるとともに、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、本文に前文を加える等の修正が行われております。

次に、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案は、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及び蔓延を防止するため、検疫の対象となる疾病及び隔離の方法等を見直すとともに、狂犬病の国内への侵入を防止するための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、患者の人權が尊重され確保される必要性、国際基準との整合性と国際協調、衆議院修正の趣旨等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案について採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これより採決をいたします。

まず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(菅野久光君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(菅野久光君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百五
反対 二十六
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(菅野久光君) 次に、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(菅野久光君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(菅野久光君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百二十
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(菅野久光君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
鶴保 康介君 弘友 和夫君
魚住 裕一郎君 山崎 力君
入澤 肇君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 菅川 健二君
岩瀬 良三君 高橋 令則君
阿曾 田 清君 沢 たまき君
大森 礼子君 山本 保君
斎藤 滋宣君 渡辺 秀央君
月原 茂昭君 加藤 修一君
高野 博師君 松 あきら君
益田 洋介君 長谷川 道郎君
橋本 聖子君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 中原 稔君
常田 享祥君 泉 信也君
田村 秀昭君 日笠 勝之君
風間 昶君 木庭 健太郎君
森本 晃司君 須藤 良太郎君

田中 直紀君	星野 昶市君	山下 善彦君	脇 雅史君	直嶋 正行君	田 英夫君	村沢 牧君
扇 千景君	統 訓弘君	三浦 一水君	龜井 郁夫君	江本 孟紀君	堀原 敬義君	
浜四津敏子君	鶴岡 洋君	加納 時男君	岩城 光英君	今井 澄君		
白浜 一良君	浜田卓二郎君	阿南 一成君	田名部匡省君	川橋 幸子君	佐藤 泰介君	小淵 恵三君
鎌田 要人君	尾辻 秀久君	金田 勝年君	松村 龍二君	奥石 東君	寺崎 昭久君	宮澤 喜一君
水野 誠一君	北岡 秀二君	鈴木 正孝君	塩崎 恭久君	藥科 満治君	笹野 貞子君	宮下 創平君
武見 敬三君	中島 眞人君	大野つや子君	水島 裕君	松田 岩夫君	山下八洲夫君	甘利 明君
龜谷 博昭君	奥村 展三君	岩永 浩美君	市川 一朗君	江田 五月君	千葉 景子君	額賀福志郎君
堂本 曉子君	中川 義雄君	大島 慶久君	岡 利定君	北澤 俊美君	角田 義一君	
仲道 俊哉君	日出 英輔君	太田 豊秋君	加藤 紀文君	足立 良平君	本岡 昭次君	
森下 博之君	佐々木知子君	釜本 邦茂君	景山俊太郎君	久保 亘君	吉田 之久君	
佐藤 昭郎君	久野 恒一君	海老原義彦君	吉村剛太郎君	谷林 正昭君	西川きよし君	
岸 宏一君	木村 仁君	片山虎之助君	鴻池 祥肇君	小池 晃君	宮本 岳志君	
鈴木 政二君	馳 浩君	松谷蒼一郎君	清水嘉子子君	福島 瑞穂君	小川 敏夫君	
林 芳正君	平田 耕一君	南野知恵子君	矢野 哲朗君	島袋 宗康君	畑野 君枝君	
山本 一太君	長峯 基君	山崎 正昭君	井上 裕君	小泉 親司君	照屋 寛徳君	
岩井 國臣君	上野 公成君	岩崎 純三君	村上 正邦君	大脇 雅子君	小川 勝也君	
田村 公平君	田浦 直君	倉田 寛之君	石井 道子君	石井 一二君	八田ひろ子君	
国井 正幸君	末広まき子君	陣内 孝雄君	久世 公晃君	宮輕 練三君	日下部禮代子君	
依田 智治君	溝手 顯正君	海野 徹君	木俣 佳文君	谷本 嶺君	円より子君	
佐藤 泰三君	西田 吉宏君	浅尾慶一郎君	内藤 正光君	大沢 辰美君	井上 美代君	
狩野 安君	成瀬 守重君	福山 哲郎君	中村 敦夫君	阿部 幸代君	須藤美也子君	
河本 英典君	岡野 裕君	岩本 莊太君	櫻井 充君	清水 澄子君	須藤 進君	
石渡 清元君	有馬 朗人君	郡司 彰君	佐藤 雄平君	岩佐 恵美君	林 紀子君	
上杉 光弘君	井上 吉夫君	小宮山洋子君	椎名 素夫君	西山登紀子君	緒方 靖夫君	
竹山 裕君	坂野 重信君	松岡満壽男君	藤井 俊男君	大淵 絹子君	竹村 泰子君	
野沢 太三君	青木 幹雄君	高嶋 良充君	本田 良一君	池田 幹幸君	笠井 亮君	
中曾根弘文君	小山 孝雄君	松崎 俊久君	齋藤 勤君	吉川 春子君	山下 芳生君	
保坂 三蔵君	谷川 秀善君	和田 洋子君	朝日 俊弘君	測上 貞雄君	山本 正和君	
阿部 正俊君	森田 次夫君	伊藤 基隆君	前川 忠夫君	市田 忠義君	吉岡 吉典君	
高橋紀世子君	山内 俊夫君	小林 元君	石田 美栄君	橋本 敦君	立木 洋君	

山崎 善彦君	脇 雅史君	直嶋 正行君	田 英夫君	村沢 牧君
三浦 一水君	龜井 郁夫君	江本 孟紀君	堀原 敬義君	
加納 時男君	岩城 光英君	今井 澄君		
阿南 一成君	田名部匡省君	川橋 幸子君	佐藤 泰介君	小淵 恵三君
金田 勝年君	松村 龍二君	奥石 東君	寺崎 昭久君	宮澤 喜一君
鈴木 正孝君	塩崎 恭久君	藥科 満治君	笹野 貞子君	宮下 創平君
大野つや子君	水島 裕君	松田 岩夫君	山下八洲夫君	甘利 明君
岩永 浩美君	市川 一朗君	江田 五月君	千葉 景子君	額賀福志郎君
大島 慶久君	岡 利定君	北澤 俊美君	角田 義一君	
太田 豊秋君	加藤 紀文君	足立 良平君	本岡 昭次君	
釜本 邦茂君	景山俊太郎君	久保 亘君	吉田 之久君	
海老原義彦君	吉村剛太郎君	谷林 正昭君	西川きよし君	
片山虎之助君	鴻池 祥肇君	小池 晃君	宮本 岳志君	
松谷蒼一郎君	清水嘉子子君	福島 瑞穂君	小川 敏夫君	
南野知恵子君	矢野 哲朗君	島袋 宗康君	畑野 君枝君	
山崎 正昭君	井上 裕君	小泉 親司君	照屋 寛徳君	
岩崎 純三君	村上 正邦君	大脇 雅子君	小川 勝也君	
倉田 寛之君	石井 道子君	石井 一二君	八田ひろ子君	
陣内 孝雄君	久世 公晃君	宮輕 練三君	日下部禮代子君	
海野 徹君	木俣 佳文君	谷本 嶺君	円より子君	
浅尾慶一郎君	内藤 正光君	大沢 辰美君	井上 美代君	
福山 哲郎君	中村 敦夫君	阿部 幸代君	須藤美也子君	
岩本 莊太君	櫻井 充君	清水 澄子君	須藤 進君	
郡司 彰君	佐藤 雄平君	岩佐 恵美君	林 紀子君	
小宮山洋子君	椎名 素夫君	西山登紀子君	緒方 靖夫君	
松岡満壽男君	藤井 俊男君	大淵 絹子君	竹村 泰子君	
高嶋 良充君	本田 良一君	池田 幹幸君	笠井 亮君	
松崎 俊久君	齋藤 勤君	吉川 春子君	山下 芳生君	
和田 洋子君	朝日 俊弘君	測上 貞雄君	山本 正和君	
伊藤 基隆君	前川 忠夫君	市田 忠義君	吉岡 吉典君	
小林 元君	石田 美栄君	橋本 敦君	立木 洋君	

直嶋 正行君	田 英夫君	村沢 牧君
江本 孟紀君	堀原 敬義君	
今井 澄君		
川橋 幸子君	佐藤 泰介君	小淵 恵三君
奥石 東君	寺崎 昭久君	宮澤 喜一君
藥科 満治君	笹野 貞子君	宮下 創平君
松田 岩夫君	山下八洲夫君	甘利 明君
江田 五月君	千葉 景子君	額賀福志郎君
北澤 俊美君	角田 義一君	
足立 良平君	本岡 昭次君	
久保 亘君	吉田 之久君	
谷林 正昭君	西川きよし君	
小池 晃君	宮本 岳志君	
福島 瑞穂君	小川 敏夫君	
島袋 宗康君	畑野 君枝君	
小泉 親司君	照屋 寛徳君	
大脇 雅子君	小川 勝也君	
石井 一二君	八田ひろ子君	
宮輕 練三君	日下部禮代子君	
谷本 嶺君	円より子君	
大沢 辰美君	井上 美代君	
阿部 幸代君	須藤美也子君	
清水 澄子君	須藤 進君	
岩佐 恵美君	林 紀子君	
西山登紀子君	緒方 靖夫君	
大淵 絹子君	竹村 泰子君	
池田 幹幸君	笠井 亮君	
吉川 春子君	山下 芳生君	
測上 貞雄君	山本 正和君	
市田 忠義君	吉岡 吉典君	
橋本 敦君	立木 洋君	

田 英夫君	村沢 牧君
堀原 敬義君	
内閣総理大臣	小淵 恵三君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
厚生大臣	宮下 創平君
労働大臣	甘利 明君
国務大臣 (防衛庁長官)	額賀福志郎君
政府委員	
防衛庁長官官房	藤島 正之君
外務省総合外交政策局長事務代理	今井 正君
議員派遣中の議員	
畑 恵君	今泉 昭君
議長の報告事項	
去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	
辞任	補欠
市田 忠義君	吉川 春子君
外交・防衛委員	
辞任	補欠
益田 洋介君	統 訓弘君
財政・金融委員	
辞任	補欠
統 訓弘君	益田 洋介君
渡辺 秀央君	星野 昶市君

労働・社会政策委員

辞任

佐藤 昭郎君

吉川 春子君

農林水産委員

辞任

大島 慶久君

経済・産業委員

辞任

北澤 俊美君

福本 潤一君

星野 明市君

国土環境委員

辞任

福山 哲郎君

加藤 修一君

衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨

衆議院に通知した。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部

を改正する法律案(第四百四十二回国会本院提出

衆議院継続審査)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員竹村泰子君提出在日韓国・朝鮮人の

市民的権利等に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川勝也君提出点字による選挙公報

発行等に関する質問に対する答弁書

参議院議員山下栄一君提出特殊法人の関連会社

に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間

が更新された旨の通知書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部

を改正する法律

不正競争防止法の一部を改正する法律

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

竹山 裕君

財政・金融委員

辞任

伊藤 基隆君

経済・産業委員

辞任

加納 時男君

交通・情報通信委員

辞任

川橋 幸子君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

環境汚染物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)に

関する質問主意書(福本潤一君提出)

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、同日内閣

官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審

議室長登誠一郎君、外務省総合外交政策局長加藤

良三君、外務省アジア局長阿南惟茂君、外務省北

米局長竹内行夫君及び外務省経済局長大島正太郎

君の第四百四十三回国会政府委員を免じた旨の通知

書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出の

あつた次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任

命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議

室長事務代理

兼内閣総理大臣官房外

政審議室長事務代理

外務省総合外交政

策局長事務代理

外務省アジア局長事務代理

外務省北米局長事務代理

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、内閣官房

内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外

政審議室長事務代理門司健次郎君外四名同日議

長承認を、第四百四十三回国会政府委員に任命し

た旨の通知書を受領した。

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

加納 時男君

地方行政・警察委員

辞任

阿南 一成君

財政・金融委員

辞任

川橋 幸子君

労働・社会政策委員

辞任

山崎 正昭君

経済・産業委員

辞任

竹山 裕君

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出の

書を受領した。

交通・情報通信委員

辞任

伊藤 基隆君

国土・環境委員

辞任

北澤 俊美君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで

ある。

法務委員会

理事 平野 貞夫君 (平野貞夫君の補欠)

財政・金融委員会

理事 伊藤 基隆君 (伊藤基隆君の補欠)

理事 益田 洋介君 (益田洋介君の補欠)

国土・環境委員会

理事 福本 潤一君 (弘友和夫君の補欠)

同日議長は、楊尚昆中華人民共和國前国家主席の

逝去に際し、李鵬同国全国人民代表大会常務委員

会委員長長宛電を発送した。

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

山崎 正昭君

外交・防衛委員

辞任

佐々木知子君

国民福祉委員

辞任

塩崎 恭久君

労働・社会政策委員

辞任

阿南 一成君

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出の

書を受領した。

書を受領した。

農林水産委員 上杉 光弘君 補欠 佐々木知子君	経済・産業委員 森下 博之君 補欠 塩崎 恭久君	予算委員 北澤 俊美君 補欠 福山 哲郎君	国土・環境委員 戸田 邦司君 補欠 渡辺 秀央君	交通・情報通信委員 戸田 邦司君 補欠 渡辺 秀央君	予算委員 福山 哲郎君 補欠 北澤 俊美君	予算委員 小川 勝也君 補欠 佐藤 雄平君	予算委員 市田 忠義君 補欠 橋本 敦君	予算委員 須藤美也子君 補欠 小泉 親司君	予算委員 西川きよし君 補欠 石井 一二君	予算委員 菅川 健二君 補欠 山崎 力君	行政監視委員 佐藤 雄平君 補欠 小川 勝也君	予算委員 小泉 親司君 補欠 須藤美也子君	予算委員 石井 一二君 補欠 佐藤 道夫君
-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
(閣法第三号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第四号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
労働基準法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会閣法第三号)審査報告書
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(第四百四十二回国会閣法第八号)審査報告書
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会閣法第八号)審査報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記	氏 名	異動後の官職名	異動年月日
異動前の官職名	氏 名	異動後の官職名	異動年月日
外務省アジア局長	藏中三十二	(解 職)	平二〇・九・二四
外務省北米局長	田中 信明	(同)	同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命すること承認した。
外務省アジア局長 阿南 惟茂君
外務省北米局長 竹内 行夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長阿南惟茂君外一名(同日議長承認)を、第四百四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書
労働基準法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十年九月二十四日
労働・社会政策委員長 吉岡 吉典
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、一定の範囲の労働者に関する労働契約期間の上限延長、労働大臣による時間外労働の限度についての基準の策定、労使委員会の決議に基づく新たな裁量労働制の導入、都道府県労働基準局長による労働条件についての労使紛争解決に向けた援助体制の創設など所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行に要する経費として、平成十年度労働保険特別会計予算の労災勘定に約千二百万円が計上されている。

附帯決議
政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一、労働契約期間の上限の延長に係わる専門的知識等であつて高度のものとして労働大臣が定める基準を設定するに当たっては、若年定年制や有期雇用のいたずらな拡大につながることを避けるため、客観的に判断しうるものとなるよう慎重に対処すること。
二、有期労働契約の反復更新の実態、裁判例の動向等について専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。
三、一年単位の変形労働時間制の制度が労働時間短縮推進のために果たすべき意義にかんがみ、適用対象労働者の家庭生活及び社会生活に十分配慮し、本制度を導入する企業において総実労働時間の短縮が図られるよう適切な措置を講ずること。
四、休日労働に関し、回数等を含むガイドラインの設定などその適正化に資するための措置について、中央労働基準審議会において、労使の意見を十分尊重しつつ、検討が行われるよう努めること。特に、家族的責任を有する女性労働者に対して、休日労働が増加することにより、家庭生活への影響が生ずることがないようにすることを念頭に置いて、そのための適切な措置について検討を急ぐこと。
五、家族的責任を有する労働者が一定水準を超える時間外労働の免除を請求することができる制度についての検討に当たっては、その水準につ

いて激変緩和措置との連続性に十分留意すること。

六、年休付与に係る制度の改正の趣旨にかんがみ、年間総実労働時間を短縮するよう、年次有給休暇の取得率向上のための実効ある方策について引き続き検討すること。また、パート労働者に対する年休比例付与制度の改正内容については、特に事業主への周知徹底を図ること。

七、将来における深夜業の総合的なガイドラインの策定に資するため、主要業種ごとの労使による自主的なガイドラインの適切な設定に向け、労使が参考とすべき事項を明らかにしつつ実態調査や労使の話し合いの設定等、労使の取組に対する必要な援助を行うとともに、ILO第百七十一号条約の趣旨を踏まえた深夜業の実効ある抑制方策について検討すること。

八、深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成するとともに、次期通常国会を目指して労働安全衛生法の改正を行い、これら自発的に受診した健康診断についてもその結果に基づく医師の意見を勘案して深夜業の回数の減少や作業転換等の措置を講じなければならないようにすること。

九、新たな裁量労働制の対象となる業務や労働者の範囲については、労働大臣が定める指針において、具体例をもって可能な限り明確化すること。また、この指針を定めるに当たっては、中央労働基準審議会において、労使の意見を十分尊重しつつ、合意が形成されるよう努めること。

十、新裁量労働制の導入に当たっては、労使委員

会が重要な役割を担っていることにかんがみ、特に未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置、運営されるよう十分な配慮を行うこと。

十一、労使委員会に付与する権限及びその範囲等に保つ運用面での問題が生じた場合について、新たな裁量労働制の施行後三年を経過した時点での制度全体の見直しの中で、制度運営を適正強化するための法令上の措置を講ずることとする。

十二、少子・高齢化社会における育児と介護の必要性に配慮し、男女労働者の就労と家族の責任との両立に考慮した措置を一層充実すること。

十三、ILO条約第百三十八号(就業の最低年齢に関する条約)の早期批准に向けて検討を急ぐこと。

右決議する。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。
平成十年九月四日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条中「労働者」を「労働者」に改め、「前条」を削り、「事業」とを「事業」とに改める。
第十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中、「日」を、「月」に改める。

第十四条中の「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に改め、「一年」の下に「(次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、三年)」を加え、同条に次の各号を加える。

一 新商品、新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な専門的知識、技術又は経験(以下この条において「専門的知識等」という。)であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

二 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているものに必要となる専門的知識等であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約(前号に掲げる労働契約を除く。)

三 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約(前二号に掲げる労働契約を除く。)

時間に関する事項その他の命令で定める事項に改める。

第二十二条の見出しを「(退職時の証明)」に改め、同条第一項中「及び賃金」を「賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)」に改める。

第二十四条第二項ただし書中「第八十九条第一項」を「第八十九条」に改める。

第三十二條の二中「使用者は、」の下に「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」を加え、「場合において」を「とき」に改め、同条に次の一項を加える。

使用者は、命令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。
第三十二條の四第一項第一号中「(次号の対象期間の初日に使用している労働者であつて、その使用期間が当該対象期間の末日の前日までに満了しないものに限る。)」を削り、同項第二号中「い」の下に「(一個月を超え)」を、「この条の下に」及び「次条」を加え、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「三箇月」を「一箇月」に改め、「当該対象期間における労働日並びに」を削り、「この労働時間及び」及び「当該労働日」の下の「労働日数及び」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。第三項において同じ。)

第三十二條の四第二項中「同項第三号」を「同項

第四号に、「における総労働時間を」とにおける労働日数及び総労働時間」に改め、「により、」の下に「当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及びをを加え、同条第三項中「命令で」を「命令で、に、「一日」を「労働日数の限度並びに一日」に、「並びに」を「並びに対象期間（第一項の協定で特定期間として定められた期間を除く。）及び同項の協定で特定期間として定められた期間における」に改め、同条第四項を次のように改める。

第三十二條の二第二項の規定は、第一項の協定について準用する。

第三十二條の四の次に次の一条を加える。

第三十二條の四の二 使用者が、対象期間中の前条の規定により労働させた期間が当該対象期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間（第三十三條又は第三十八條第一項の規定により延長し、又は休日労働させた時間を除く。）の労働については、第三十七條の規定の例により割増賃金を支払わなければならない。

第三十二條の五第三項中「前条第四項を」第三十二條の二第二項に改める。

第三十三條第三項中「第八條第十六号の事業を」を「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」に改める。

第三十四條第二項中「一せいを」を「一齊に」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

第三十六條中「休日（以下この条を「休日（以下この項に改め、同条に次の三項を加える。

労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

行政官庁は、第二項の基準に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第三十七條第一項中「前条を」前条第一項に改める。

第三十八條の二第四項及び第五項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三十八條の三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示を示すことが困難なものであるとして命令で定める

業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによることとする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなす。

前条第三項の規定は、前項の協定について準用する。

第三十八條の四 事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることとする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された場合において、当該委員会がその委員の全員の合意により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、命令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、第三号に掲げる時間労働したものとみなす。

一 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務（以下この条において「対象業務」という。）

二 対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であつて、当該対象業務に就かせたときは当該決議で定める時間労働したものとみなされることとなるものの範囲

三 対象業務に従事する前号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

四 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

五 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

六 使用者は、この項の規定により第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を対象業務に就かせたときは第三号に掲げる時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかつた当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、命令で定める事項

前項の委員会は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組

合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に○命令で定めるところにより任命を命ずる○指名されていること。

二 当該委員会の設置について、命令で定めるところにより、行政官庁に届け出ていること。
三 当該委員会の議事について、命令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されるときに、当該事業場の労働者に対する周知が図られていること。

四 前三号に掲げるもののほか、命令で定める要件

労働大臣は、対象業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るために、○第一項各号に掲げる事項その他同項の委員会が決議する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

第一項の規定による届出をした使用者は、命令で定めるところにより、定期的に、同項第四号に規定する措置の実施状況その他命令で定める事項を行政官庁に報告しなければならない。

第一項の委員会においてその委員の全員の合意により第三十二條の二第一項、第三十二條の三、第三十二條の四第一項及び第二項、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條第一項、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書に規定する事項について決議が行われた場合における第三十二條の二第一項、第三十二條の

三、第三十二條の四第一項から第三項まで、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二條の二第一項中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八條の四第一項に規定する委員会の決議(第六條第一項を除き、以下「決議」という。)」と、第三十二條の三、第三十二條の四第一項から第三項まで、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條第二項、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二條の四第二項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六條第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

第三十九條第二項を次のように改める。

使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日(以下「六箇月経過日」という。)から起算した継続勤務年数(一年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる六箇

月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。

六箇月経過日から起算した継続勤務年数		労働日
一年	一労働日	
二年	二労働日	
三年	四労働日	
四年	六労働日	
五年	八労働日	
六年以上	十労働日	

第四十條第一項中「第八條第四号、第五号及び第八号から第十七号までを」別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外に改める。

第四十一條の見出しを「(労働時間等に関する規定の適用除外)」に改め、同条第一号中「第八條第六号(林業を除く。又は第七号の)を」別表第一第六号(林業を除く。又は第七号に掲げる)に改める。

第五十六條第一項を次のように改める。

使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを用してはならない。

第五十六條第二項中「第八條第六号乃至第十七

号を」別表第一第一号から第五号までに掲げる事業以外に、「且つ」を「かつ」に、「満十二才」を「満十三歳」に改め、「但し」を削り、「同様である」を、「同様とする」に改める。

第六十條第三項中「満十五才以上で満十八才を」満十五歳以上で満十八歳に改め、「ついで」の下に、「満十八歳に達するまでの間(満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。を)を加え、」の各号を削り、同項第二号中の規定を「及び第三十二條の四の二の規定」に改める。

第六十一條第四項中「延長し」を「延長し、」に、「第八條第六号、第七号若しくは第十三号を」別表第一第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる事業に、「電話の事業を」電話交換の業務に改め、「これを」を削る。

第六十六條第一項中「第三十二條の二を」第三十二條の二第一項に改め、同条第二項中「第三十六條を」第三十六條第一項に改める。

第七十二條中「基いて発する」を「基づく」に、「は、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない」を「第三十九條の規定の適用については、同条第一項中「十労働日」とあるのは「十二労働日」と、同条第二項の表六年以上の項中「十労働日」とあるのは「八労働日」とする」に改める。

第七十七條中「なおつたときを」治つた場合において、その「場合において」を「とき」に、「別表第一」を「別表第二」に改める。
第八十二條中「別表第二」を「別表第三」に改める。
第八十九條第二項を削る。

第九十条第二項中「前条第一項」を「前条」に、「添附」を「添付」に改める。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

(紛争の解決の援助)

第百五十五条の三 都道府県労働基準局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争(労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争、国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十二条第一項に規定する紛争を除く。)に關し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることが出来る。

都道府県労働基準局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に關し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第百六条の見出しを「法令等の周知義務」に改め、同条第一項を次のように改める。

使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第五項及び第六項ただし書に規定する協定並びに第三十八

条の四第一項及び第四項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の命令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

第百一十八条を次のように改める。

(適用除外)

第百一十八条 第一条から第十一条まで、次項、第百一十七条から第百一十九条まで及び第百一十一条の規定を除き、この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条第一項に規定する船員については、適用しない。

この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

第百一十九条第一号中「第三十六条ただし書」を「第三十六条第一項ただし書」に改める。

第百二十条第一号中「第三十二条の四第四項」を「第三十二条の二第二項第三十二条の四第四項及び」に、「同条第五項」を「第三十八条の三第二項」に改める。

第百三十四条を第百三十六条とし、第百三十三条を第百三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百三十五条 六箇月経過日から起算した継続勤務年数が四年から八年までのいづれかの年数に達する日の翌日が平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間にある労働者に関する第三十九条の規定の適用については、同日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第二項の表中次の表の中欄に掲げる字句とする。

句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

四年	六労働日	五労働日
五年	八労働日	六労働日
六年	十労働日	七労働日
七年	十労働日	八労働日
八年	十労働日	九労働日

六箇月経過日から起算した継続勤務年数が五年から七年までのいづれかの年数に達する日の翌日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にある労働者に関する第三十九条の規定の適用については、平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第二項の表中次の表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

五年	八労働日	七労働日
六年	十労働日	八労働日
七年	十労働日	九労働日

前二項の規定は、第七十二条に規定する未成年者については、適用しない。

第百三十二条の次に次の一条を加える。

第百三十三条 労働大臣は、第三十六条第二項の基準を定めるに当たつては、満十八歳以上の女性のうち雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律平成九年法律第九十二号(第四十四条の規定による改正前の第六十四条の二第四項に規定する命令で定める者に該当しない者につ

いて平成十一年四月一日以後同条第一項及び第二項の規定が適用されなくなつたことにかんがみ、当該者のうち子の養育又は家族の介護を行う労働者(命令で定める者に限る。以下この条において「特定労働者」という。)の職業生活の著しい変化がその家庭生活に及ぼす影響を考慮して、命令で定める期間、特定労働者(その者に係る時間外労働を短いものとする)を使用者に申し出た者に限る。)に係る第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準は、当該特定労働者以外の者に係る同項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準とは別に、これより短いものとして定めるものとする。この場合において、一年についての労働時間の延長の限度についての基準は、百五十時間を超えないものとしなければならない。

別表第二中「別表第二」を「別表第二」

分割補償表(第八十二条関係)に改め、同表を別

別表第三とし、別表第一中「別表第一」

及び災害補償表」を「別表第一 身体障害等級及び災害補償表(第七十七条関係)」に改め、同表を別表

第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係)

一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のために仕立て、破壊若しくは解体又は材料の製造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

者については、同項第二号の規定に基づき旧法第三十二条の四第一項第二号の規定の例による対象期間として定められている期間(平成十一年三月三十一日を含む期間に限る)が終了するまでの間、新法第六十条第三項第二号中「第三十二条の四及び第三十二条の四の二の規定」とあるのは、「労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)による改正前の第三十二条の四の規定」として、同項の規定を適用する。

(紛争の解決の援助に関する経過措置)

第八条 平成十一年三月三十一日までの間は、新法第五十五条の三第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十二条第一項」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十四条」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為並びに附則第二条及び第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項並びに附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三十二条の四の規定に係る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、第三十八条の二の次に二条を加える改正規定(第三十八条の四に係る部分に限る)の施行後三年を経過した場合において、新法第三十八条の四の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新法第百三十三条の命令で定める期間が終了するまでの間において、子の養育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の動向、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の施行の状況等を勘案し、当該労働者の福祉の増進の観点から、○当該労働者の時間外労働の免除を請求することができるが、その時間外労働に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(深夜業に関する自主的な努力の促進)
第十二条 国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進等当該労働者の就業に関する条件の整備のための事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を促進するものとする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第十三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「直営事業」の下に「官公署の事業」を加え、「第八条第一号から第十五号まで及び第十七号に該当しない官公署並びに」を「別表第一に掲げる事業を除く。及び」に改める。

(船員法の一部改正)

第十三条 船員法(昭和二十二年法律第百三)の一部を次のように改正する。

第六条中「第一条乃至第十一条、第百七条乃至第百九条を(昭和二十二年法律第四十九号)第一条から第十一条まで、第百六条第二項、第百七条から第百九条まで」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第十四条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「行なう」を「行う」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「第三十八條の二第二項から第五項まで」を「第三十八條の二第二項及び第三項、第三十八條の三、第三十九條第五項を第三十八條の四」に、「第三十九條第五項を第三十八條の四」に、「第三十九條第五項」を「第三十八條の四」に、「第百二条」を「第百一条及び第百五条の三」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に、「前項」を「第三項」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、一、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは「条例に特別の定めがある場合は」とする。

(最低賃金法の一部改正)
第十五条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く)をいう。

二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

三 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)
第十六条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教

育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第八条第十六号」を「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」に、「第八条第十二号」を「別表第一第十二号に掲げる事業」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「第八条各号のいずれかに該当する事業又は事務所」を「第九条に規定する事業」に、「同法第九条に規定する労働者」を「同条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業に使用される者及び家事使用人を除く。）」に改め、「同法第十条のを削り、同条第二項中「労働基準法第十条のを削り、同法第七条、第三十二条から第三十二条の三まで」を「労働基準法第七条、第三十二条、第三十二条の第二項、第三十二条の三」に、「第三十六条まで」を「第三十五条まで、第三十六条第一項」に、「第三十二条の二中「就業規則その他これに準ずるものにより」を「第三十二条の二第一項中「当該事業場に」、「就業規則その他これに準ずるものにより」を、「当該派遣元の仕事（同項に規定する派遣元の仕事）をいう。以下同じ。）の仕事場に」に改め、「（労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の仕事）をいう。以下

同じ。』を削り、「第三十六条中」を「第三十六条
第一項中」に改め、「労働者の過半数で組織す
る労働組合がある場合においてはその労働組
合、労働者の過半数で組織する労働組合がない
場合においては労働者の過半数を代表する者と
の書面による協定をし、これを行政官庁に届け
出た場合」を削り、「労働者の過半数で組織す
る労働組合がある場合においてはその労働組
合、労働者の過半数で組織する労働組合がない
場合においては労働者の過半数を代表する者と
の書面による協定をし、及びこれを行政官庁に
届け出た場合」を「と、これを行政官庁に」と
あるのは「及びこれを行政官庁に」に改め、同条
第三項中「第三十六条ただし書を」「第三十六
条第一項ただし書に改め、同条第五項中、同条
第四項を」と、同法第三十八条の三第一項に改
め、「及びこの法律に基いて発する命令の要旨
並びに就業規則を削り、「及びこの法律に基
いて発する命令の要旨並びに就業規則を」「
と、」〇決議」とあるのは「〇決議」に、「この法律
第一項及び第五項に規定する

に基づいて発する命令の要旨」を「これに基づく命令の要旨」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 平成十二年三月三十一日までの間は、前条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第五項中「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは、「協定」とする。

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の
一部改正)

第十八条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十二条の三、」を「第三十二条の

二第一項、第三十二條の三、」に、「第三十六
條を」、第三十四條第二項ただし書、第三十六
條第一項に、「及び第四項並びに」を、「第三十
八條の三第一項並びに」に、「第三十六條の」を

「第三十六条第一項の」に、「第四項の」を「第三十八条の三第一項の」に、「第三十二条の三中」を「第三十二条の二第一項中」に改め、「書面に」を削り、「次条第二項」を「第三十二条の四」による。

第二項及び第三十六條第三項に改め、」を含む。の下に「次項、」を加え、「並びに第三十八條の二第三項及び第五項を、第三十六條第三項及び第四項、第三十八條の二第三項並びに第三

十八条の三第二項に、「して」を、同法第三十
六条第三項中「代表する者」とあるのは「代表す
る者（決議をする委員を含む。次項において同
じ）」、「当該協定」とあるのは「当該協定（当

該決議を含む。」として「に」、「規定を」を「規定
(同法第三十二條の四第三項及び第三十六條第
二項から第四項までの規定を含む。)及び同法第
百六條第一項の規定を」に改める。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第二十一
第十九条 短時間労働者の雇管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十八号)の一部を次

のように改正する。

第六条中「事項」の下に「(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項に規定する命令で定める事項を除く。)」を加える。

(じん肺法等の一部改正)

第二十二〇条 次に掲げる法律の規定中「労働者を」を「労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）」に改める。

じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第二
条第一項第四号

二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)第

二条第四号

三 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第三
二条第六項
四 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十

五 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五
十一年法律第三十四号)第二条第二項

審查報告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年九月二十四日

國民福祉委員長 尾辻 秀久
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における感染症の発生状況、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症予防のための基本指針等の策定、感染症に関する情報の収集及び公表、感染症の類型に応じた健康診断、就業制限及び入院、感染症のまん延を防止するための消毒その他の措置を定めるとともに、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成十年度は別に費用を要しない。なお、保険負担導入に伴い、平成十一年度以降平年度において八千百万円の支出減が見込まれる。

附帯決議

本法の施行に当たり、政府は、我が国の感染症政策の基本思想において、本法律をもって過去における社会防衛中心の政策から感染症予防と患者等の人権尊重との両立を基盤とする新しい感染症政策へと転換しようとするものであることを深く認識し、また、国民に対しても教育・啓発を通じ

て理解を求め、次の施策を実施すべきである。

一、ハンセン病患者やHIV感染症患者を始めとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実等を重く受け止め、また、個別の感染症に対する特別な立法を置くことが患者等に対する差別や偏見につながったとの意見を真摯に受け止め、施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を十分尊重すること。

二、感染症の新たな分類について、国民や医療関係者の理解が深まるよう、その定義の明確化に努めるとともに、その内容を本委員会に報告すること。また、これらが新たな差別や偏見につながらないよう、特段の配慮を行うこと。

三、健康診断、入院、移送等が、患者等の人権に配慮し、客観的に運用されるよう手続の明確化を図るとともに、これらの手続、退院の請求、審査請求等について、患者等に対して十分な説明が行われるように配慮すること。また、感染症指定医療機関等における通信等の自由を保障するため、必要な措置を講ずること。

四、感染症発生動向調査の体制強化を図り、感染症の発生・拡大の防止のために必要な情報を適時・的確に国民に提供・公開すること。また、感染症情報の収集及び公表に当たっては、個人情報等の保護に万全を期すとともに、国民の感染症への過度な不安を引き起こすことがないよう十分に留意すること。

五、国の各行政機関、地方公共団体を始めとする

関係各機関の役割分担を明確にし、緊密な連携を図るとともに、保健所が地域における感染症対策の中核的機関として十分に機能できるよう、その体制強化を図ること。

六、感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護婦等の医療従事者の教育・研修、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、国立国際医療センターや大学病院の充実・活用を含め、人材・設備の両面から計画的な整備を進めること。

七、安全面に配慮した病原体等安全管理基準のレベル4に対応する施設の在り方についての検討、国立感染症研究所等の機能強化を始めとする感染症の病原体や抗体の検査体制の整備に努めること。また、感染症の治療・予防のための医薬品の開発等の研究を推進するとともに、必要に応じ拡大治験の活用を図ること。

八、性感染症及びHIV感染症の予防について、特定感染症予防指針において総合的な対応を図るとともに、これらの患者・感染者に対する医療・施策が更に充実するよう努めること。

九、新感染症の発生や特定の感染症の集団発生に對して、直ちに専門家からなるプロジェクトチームが結成できるよう、感染症に対する危機管理体制の確立を図ること。また、新感染症については、国の責任において、積極的な対策を講ずること。

十、医療機関、老人福祉施設等における院内感染防止対策を強力に進めること。

十一、必要なワクチンや予防接種に関する適切な情報を国民に提供・公開し、予防接種に対する国民の理解を深めることにより、接種率の向上に引き続き努力すること。

十二、地球規模化する感染症問題に対応し、日本における感染症対策の水準の向上を図るため、海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十三、検疫については、国内の感染症予防対策と連携のとれた一元的な運用に努めるとともに、感染症発生状況・段階に応じて的確に対応できるように、検疫所の機能強化を図ること。

十四、世界保健機関その他国際機関等により新たな基準等が定められた場合は、必要に応じ、それとの整合を図るため速やかに適切な対応を行うこと。

右決議する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(第四百一十一回国会内閣提出 参議院送付、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成十年九月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律案
感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 基本指針等(第九条—第十一条)

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表
(第十二条—第十六条)

第四章 健康診断、就業制限及び入院(第十七
条—第二十六条)

第五章 消毒その他の措置(第二十七条—第三
十六条)

第六章 医療(第三十七条—第四十四条)

第七章 新感染症(第四十五条—第五十三条)

第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのあ
る動物の輸入に関する措置(第五十四
条—第五十六条)

第九章 費用負担(第五十七条—第六十二条)

第十章 雑則(第六十三条—第六十六条)

第十一章 罰則(第六十七条—第六十九条)

附則

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難
を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、
時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、
正に人類の悲願と云えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症
が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興
により、また、国際交流の進展に伴い、感染症は、新たな形
で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全
症候群等の感染症の患者等に対するいかなるの差別や偏見が存

在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後を生か
すことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置か
れてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、こ
れらの方に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に
迅速かつ正確に対応することが求められている。

ここに、このような観点に立って、これまでの感染症の予防に
関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を
制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の
患者に対する医療に関し必要な措置を定めるこ
とにより、感染症の発生を予防し、及びそのま
ん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び
増進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防
止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施
策は、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交
流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症
に迅速かつ適確に対応することができるよう
に、感染症の患者等〇の人権に配慮しつつ、総
合的かつ計画的に推進されることを基本理念と
する。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報
活動等を通じて感染症に関する正しい知識の普
及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及
び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の
病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防

に係る人材の養成及び資質の向上を図るとも
に、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受け
られるように必要な措置を講ずるよう努めなけ
ればならない。この場合において、国及び地方
公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配
慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関す
る施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相
互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究
〇並びに感染症に係る医療のための医学的調査
〇の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を
図るための体制を整備し、国際的な連携を確保
するよう努めるとともに、地方公共団体に対し
前二項の責務が十分に果たされるように必要な
技術的及び財政的援助を与えることに努めなけ
ればならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持
ち、その予防に必要な注意を払うよう努めると
ともに、感染症の患者等の人権が損なわれるこ
とがないようにならなければならない。

(医師等の責務)

第五条 医師その他の医療関係者は、感染症の予
防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協
力し、その予防に寄与するよう〇努めるとともに、
感染症の患者等が置かれていた状況を深く認識し、良質かつ適
切な医療を行うよう
〇努めるとともに、

2 病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設
者及び管理者は、当該施設において感染症が発
生し、又はまん延しないように必要な措置を講
ずるよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感
染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、
指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ
出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、
マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰
白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸
チフス及びパラチフスをいう。

4 この法律において「三類感染症」とは、腸管出
血性大腸菌感染症をいう。

5 この法律において「四類感染症」とは、インフ
ルエンザ、ウイルス性肝炎、黄熱、Q熱、狂犬
病、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全
症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻し
ん、マラリア、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌
感染症その他の既に知られている感染性の疾病
であって、国民の健康に影響を与えるおそれ
があるものとして厚生省令で定めるものをいう。

6 この法律において「指定感染症」とは、既に知
られている感染性の疾病(一類感染症、二類感
染症及び三類感染症を除く。)であって、第三章
から第六章までの規定の全部又は一部を準用し
なければ、国民の生命及び健康に重大な影響を
与えるおそれがあるものとして政令で定めるも
のをいう。

7 この法律において「新感染症」とは、人から人
に伝染すると認められる疾病であって、既に知
られている感染性の疾病とその病状又は治療の
結果が明らかに異なるもので、当該疾病にか

かつた場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

8 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。

9 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものをいう。

10 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関をいう。

11 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生大臣が指定した病院をいう。

12 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

13 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

(指定感染症に対するこの法律の準用)

第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第八章まで及び第八章から第十章までの規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)

第八条 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

2 一類感染症の無症状病原体保有者については、一類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

第二章 基本指針等

第九条 基本指針

厚生大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 感染症の予防の推進の基本的な方向
- 二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- 三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

五 感染症に関する調査及び研究に関する事項

六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

七 感染症の病原体等の検査[○]に関する事項

八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮に関する事項

十 緊急時における国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制に関する事項

十一 その他感染症の予防の推進に関する重要な事項

厚生大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十條 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条において「予防計画」という。)を定めなければならない。

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

三 緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項

四 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項

3 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを變更するものとする。

4 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

(特定感染症予防指針)

第十一條 厚生大臣は、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生省令で定めるものについて、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針(次項において「特定感染症予防指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 厚生大臣は、特定感染症予防指針を作成し、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ

め、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚生省令で定めるものの患者(後天性免疫不全症候群、梅毒その他厚生省令で定める感染症の無症状病原体保有者を含む。)

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、その管轄する区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

4 前三項の規定は、医師が第一項各号に規定す

る感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した場合について準用する。

(獣医師の届出)

第十三条 獣医師は、エボラ出血熱、マールブルグ病その他の一類感染症、二類感染症又は三類感染症のうち政令で定める感染症(以下「当該感染症」という。)の動物にかかり、又はかかっている動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者(所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。)の氏名その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、その管轄する区域外において飼育されていた動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同

項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると検案した場合について、前三項の規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると認めた場合について準用する。

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第十四条 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、四類感染症のうち厚生省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所(以下この条において「指定届出機関」という。)を指定する。

2 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生省令で定める四類感染症の患者(厚生省令で定める四類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。)を診断し、又は前項の厚生省令で定める四類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生大臣に報告しなければならない。

4 指定届出機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による届出を担当するについて不

適当であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者又は新感染症の所見がある者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者又は新感染症の所見がある者その他の関係者は、前項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、厚生大臣に感染症に関する研究を行っている機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

6 第三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。
7 第三項の証明書に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

(移送)
第二十一条 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、前二条の規定により入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならない。

(退院)

第二十二条 都道府県知事は、第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

3 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該患者の退院を求めることができ

る。
4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

(書面による通知)
第二十三条 第十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する入院の勧告、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第三項に規定する入院の措置並びに同条第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

(感染症の診査に関する協議会)
第二十四条 都道府県知事の諮問に依り、第二十条第一項の規定による勧告及び同条第四項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に感染症の診査に関する協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の協議会を置くことができる。

3 第一項に規定する協議会は、委員三人以上で組織する。

4 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者、感染症指定医療機関の医師を除く。及び医療以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

5 この法律に規定するもののほか、協議会に關し必要な事項は、条例で定める。

(審査請求の特例)

第二十五条 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生大臣に審査請求(再審査請求を含む。以下この条において同じ。)をすることができる。

2 厚生大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)に基づき厚生大臣に審査請求をしたときは、厚生大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき都道府県知事に審査請求をし、かつ、当該入院している患者の入院の期間が三十日を超えたときは、都道府県知事は、直ちに、事件を厚生大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

5 前項の規定により事件が移送されたときは、

はじめから、厚生大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 厚生大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決(入院の期間が三十日を超える患者に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(準用)

第二十六条 第十九条から第二十三条まで及び前条の規定は、二類感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一類感染症指定医療機関」とあり、並びに第十九条第二項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関」とあるのは、「二類感染症指定医療機関」と、第二十一条第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは、「二類感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは、「二類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは、「二類感染症の病原体が消失したかどうか」と読み替へるほか、これらの規定に關し必要な技術的調整は、政令で定める。

第五章 消毒その他の措置

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、当該感

染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示することができる。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

第二十八条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染さ

れ、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示することができる。

(物件に係る措置)

第二十九条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

(死体の移動制限等)

第三十条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染

された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

2 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

3 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第三十一条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。

(建物に係る措置)

第三十二条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、消毒により

難いときは、厚生省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によつても一類感染症のまん延を防止できない場合であつて、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

(交通の制限又は遮断)

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消毒により難いときは、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定め、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

(必要な最小限度の措置)

第三十四条 第二十七条から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若

しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、
一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の
患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者
その他の関係者に質問させ、又は必要な調査を
させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯
し、かつ、関係者の請求があるときは、これを
提示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められ
たものと解釈してはならない。

4 前三項の規定は、市町村長が第二十七条第二
項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は
第三十一条第二項に規定する措置を実施するた
め必要があると認める場合について準用する。
5 第二項の証明書に関し必要な事項は、厚生省
令で定める。

(書面による通知)

第三十六条 都道府県知事は、第二十七条第一
項、第二十八条第一項、第二十九条第一項若し
くは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第
一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に
実施させる場合には、その名あて人又はその保
護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理
由その他厚生省令で定める事項を書面により通
知しなければならない。ただし、当該事項を書
面により通知しないで措置を実施すべき差し
迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合におい
ては、当該措置を実施した後相当の期間内に、
当該措置を実施した旨及びその理由その他同項
の厚生省令で定める事項を記載した書面を当該
措置の名あて人又はその保護者に交付しなけれ

ばならない。

3 都道府県知事は、第三十二条又は第三十三条
に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施
させる場合には、適当な場所に当該措置を実施
する旨及びその理由その他厚生省令で定める事
項を掲示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、市町村長が当該
職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又
は第二十九条第二項に規定する措置を実施させ
る場合について準用する。

第八章 医療

(入院患者の医療)

第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九
条若しくは第二十条（これらの規定を第二十八
条において準用する場合を含む。）又は第四十六
条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実
施した場合において、当該入院に係る患者（新
感染症の所見がある者を含む。以下この条にお
いて同じ。）又はその保護者から申請があったと
きは、当該患者が感染症指定医療機関において
受ける次に掲げる医療に要する費用を負担す
る。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他
の看護

2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはそ
の配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九
号）第八百七十七條第一項に定める扶養義務者
が前項の費用の全部又は一部を負担することが
できると認められるときは、同項の規定にかか

わらず、その限度において、同項の規定による
負担をすることを要しない。

3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄す
る保健所長を経由して都道府県知事に対してし
なければならない。

(感染症指定医療機関)

第三十八条 特定感染症指定医療機関の指定は、
その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を
管轄する都道府県知事と協議した上、厚生大臣
が行うものとする。

2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症
指定医療機関の指定は、厚生大臣の定める基準
に適合する病院について、その開設者の同意を
得て、都道府県知事が行うものとする。

3 感染症指定医療機関は、厚生大臣の定めると
ころにより、前条の規定により都道府県が費用
を負担する感染症の患者及び新感染症の所見が
ある者の医療を担当しなければならない。

4 特定感染症指定医療機関は、前条第一項各号
に掲げる医療のうち新感染症の所見がある者並
びに一類感染症及び二類感染症の患者に係る医
療について、厚生大臣が行う指導に従わなけれ
ばならない。

5 第一種感染症指定医療機関は、前条第一項各
号に掲げる医療のうち一類感染症及び二類感染
症の患者に係る医療について、厚生省令で定め
るところにより都道府県知事が行う指導に従わ
なければならない。

6 第二種感染症指定医療機関は、前条第一項各
号に掲げる医療のうち二類感染症の患者に係る
医療について、厚生省令で定めるところにより

都道府県知事が行う指導に従わなければならない
い。

7 感染症指定医療機関は、その指定を辞退しよ
うとするときは、辞退の日の一年前までに、特
定感染症指定医療機関については厚生大臣に、
第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指
定医療機関については都道府県知事にその旨を
届け出なければならない。

8 感染症指定医療機関が、第三項から第八項ま
での規定に違反したとき、その他前条に規定す
る医療を行うについて不適当であると認められ
るに至ったときは、特定感染症指定医療機関に
ついては厚生大臣、第一種感染症指定医療機関
及び第二種感染症指定医療機関については都道
府県知事は、その指定を取り消すことができる。
(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十九条 第三十七条第一項の規定により費用
の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見
がある者を除く。）が、健康保険法（大正十一年
法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年
法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法
律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二
十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法
（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律に
おいて準用し、又は例による場合を含む。）、地
方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百
五十一号）又は老人保健法（昭和五十七年法律第
八十号）の規定により医療に関する給付を受け
ることができる者であるときは、都道府県は、
その限度において、同項の規定による負担をす
ることを要しない。

(診療報酬の請求、審査及び支払)

第四十条 感染症指定医療機関は、診療報酬のうち、第三十七条第一項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該感染症指定医療機関に支払わなければならない。

3 都道府県知事は、感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、感染症指定医療機関が第一項の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

4 感染症指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の規定による決定に従わなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

7 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(診療報酬の基準)

第四十一条 感染症指定医療機関が行う第三十七条第一項各号に掲げる医療に関する診療報酬

は、健康保険の診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療報酬の例によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療報酬は、厚生大臣が公衆衛生審議会に諮問して定めるところによる。

(緊急時等の医療に係る特例)

第四十二条 都道府県は、第十九条若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)又は第四十六条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。)が、当該病院又は診療所から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、同項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。

これらの者が感染症指定医療機関から同項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

2 第三十七条第三項の規定は、前項の申請について準用する。

3 第一項の療養費は、当該患者が当該医療を受けた当時それが必要であつたと認められる場合に限り、支給するものとする。

(報告の請求及び検査)

第四十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、第三十七条第一項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染

症指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に感染症指定医療機関についてその管理者の同意を得て実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 感染症指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

(厚生省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、第三十七条第一項の申請の手続、第四十条の診療報酬の請求並びに支払及びその事務の委託の手續その他この章で規定する費用の負担に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 新感染症

(新感染症に係る健康診断)

第四十五条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかっているとどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3 第三十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第一項に規定する健康診断の勧告又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合について準用する。

(新感染症の所見がある者の入院)

第四十六条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者に対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している新感染症の所見がある者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該新感染症の所見がある者が入院している病院以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る新感染症の所見がある者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(新感染症の所見がある者の移送)
第四十七条 都道府県知事は、前条の規定により入院する新感染症の所見がある者を当該入院に係る病院に移送しなければならない。

(新感染症の所見がある者の退院)
第四十八条 都道府県知事は、第四十六条の規定により入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されたときは、当該入院している者を退院させなければならない。

2 病院の管理者は、都道府県知事に対し、第四十六条の規定により入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。

3 第四十六条の規定により入院している者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該入院している者の退院を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。

(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)
第四十九条 第十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第四十六条第一項に規定す

る入院の勧告、同条第二項及び第三項に規定する入院の措置並びに同条第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

(新感染症に係る消毒その他の措置)
第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

3 第三十六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

4 第三十六条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

5 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

6 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該

職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

7 第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により実施される第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項の規定による都道府県知事の指示に従い、市町村長が当該職員に第二十七

七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

8 第一項又は第五項の規定により実施される措置は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(厚生大臣の技術的指導及び助言)
第五十一条 都道府県知事は、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条若しくは第四十八条第一項若しくは第四項に規定する措置又は前条第一項の規定により第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させようとする場合には、あらかじめ、当該措置の内容及び当該措置を実施する時期その他厚生省令で定める事項を厚生大臣に通報し、厚生大臣と密接な連携を図った上で当該措置を講じなければならない。

2 厚生大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十五条から第四十八条まで及び前条第一項に規定する措置を適正なものとするため、当該都道府県知事に対して技術的な指導及び助言をしなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定により都道府県知事

に対して技術的な指導及び助言をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、市町村長が前条第五項の規定により第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

(新感染症に係る経過の報告)
第五十二条 都道府県知事は、第四十五条から第四十八条まで又は第五十条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させた場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、第五十条第五項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

(新感染症の政令による指定)
第五十三条 国は、新感染症に係る情報の収集及び分析により、当該新感染症の固有の病状及びまん延の防止のために講ずべき措置を示すことができるようになったときは、速やかに、政令で定めるところにより、新感染症及び新感染症の所見がある者を一年以内の政令で定める期間に限り、それぞれ、一類感染症及び一類感染症の患者とみなして第三章から前章まで及び次章から第十章までの規定の全部又は一部を適用する措置を講じなければならない。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた新感染症について同項の政令により適用することとされた規定を当該期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。当該延長に係る政令で

定める期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 厚生大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置

(輸入禁止)

第五十四条 何人も、第十三条第一項の政令で定める動物のうち政令で定めるもの(以下「指定動物」という。)であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならぬ特別の理由がある場合において、厚生大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 第十三条第一項に規定する感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物(以下「厚生省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの」)

(輸入検査)

第五十五条 指定動物を輸入しようとする者(以下「輸入者」という。)は、輸出国における検査の結果、第十三条第一項の政令で定める感染症のうち指定動物(以下「政令で定めるもの」)にかつていない旨又はかかつていない疑いがない旨その他厚生省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 指定動物は、農林水産省令で定める港又は飛行場以外の場所へ輸入してはならない。

3 輸入者は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検査所に届け出なければならない。この場合において、動物検査所長は、次項の検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

4 輸入者は、動物検査所又は第二項の規定により定められた港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所において、指定動物について、第一項の政令で定める感染症にかかつていないかどうか、又はその疑いがあるかどうかについての家畜防疫官による検査を受けなければならない。ただし、特別の理由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

5 家畜防疫官は、前項の検査を実施するため必要があるとき、当該検査を受ける者に対し、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するもののほか、指定動物の検査に必要事項は、農林水産省令で定める。

(検査に基づく措置)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、第十三条第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかつていない疑いがある指定動物を発見した場合については、同条の規定は、適用しない。この場合において、動物検査所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同項の厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものと

する。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、直ちに、当該通知の内容を厚生大臣に報告しなければならない。

3 動物検査所長は、第一項に規定する指定動物について、農林水産省令で定めるところにより、家畜防疫官に隔離、消毒、殺処分その他必要な措置をとらせることができる。

第九章 費用負担

(市町村の支弁すべき費用)

第五十七条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第二十七条第二項の規定により市町村が行う消毒(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

二 第二十八条第二項の規定により市町村が行うねずみ、昆虫等の駆除(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

三 第二十九条第二項の規定により市町村が行う消毒(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

四 第三十一条第二項の規定により市町村が行う生活の用に供される水の供給(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条から第十六条までの規定により実施される事務に要する費用

二 第十七条又は第四十五条の規定による健康診断に要する費用

三 第十八条第四項、第二十二條第四項、第二十六條において準用する場合を含む。又は第四十八條第四項の規定による確認に要する費用

四 第二十一条(第二十六條において準用する場合を含む。又は第四十七條の規定による移送に要する費用)

五 第二十九条第二項の規定による措置(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

六 第三十二条第二項の規定による建物に係る措置(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

七 第三十三条の規定による交通の制限又は遮断(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用

八 第三十七条第一項の規定により負担する費用

九 第四十二条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(都道府県の負担)

第五十九条 都道府県は、第五十七条の規定により、その三分の二を負担する。

(都道府県の補助)

第六十条 都道府県は、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担)

第六十一条 国は、第五十五条の規定による輸入

づく政令によつて準用される場合及び第五十

三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。の規定による通知を受けた者であつて第十八条第二項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。の規定に違反した者

四 第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条の規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。による都道府県知事(保健所を設置する市及び特別区の長を含む。の命令(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。に従わなかつた者

五 第三十条第二項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。又は第五十条第一項の規定により実施される第三十条第二項の規定に違反した者

六 第三十五条第一項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の問題に對して虚偽の答弁をし、又は同項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。若しくは

は第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

七 第五十四条又は第五十五条第一項、第二項若しくは第四項の規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。に違反して指定動物を輸入した者

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十三条の規定 公布の日
- 二 第八章の規定、第六十一条第一項及び第六十九条第七号の規定並びに附則第三十四条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、感染症の流行の状況、医学医療の進歩の推移、国際交流の進展、感染症に関する知識の普及の状況その他この法律の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 第六条に規定する感染症の範囲及びその類型については、少なくとも五年ごとに、医学医療の進歩の推移、国際交流の進展等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(伝染病予防法等の廃止)
第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 伝染病予防法(明治三十二年法律第三十六号)
- 二 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)

三 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(平成元年法律第二号)

(伝染病予防法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に行われた医師の診断又は検案に係る前条の規定による廃止前の伝染病予防法(以下「旧伝染病予防法」という。第三条及び第三号ノ二の規定による届出については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に行われた旧伝染病予防法第十二条第一項の規定による許可は、第三十条第二項の規定による許可とみなす。

第六条 施行日前に行われた措置に係る旧伝染病予防法第二十一条に規定する費用についての市町村の支弁、都道府県の支出及び国庫の負担並びに旧伝染病予防法第二十二条及び第二十三条ノ二に規定する費用についての都道府県又は保健所を設置する市の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に行われた措置に係る旧伝染病予防法第二十六条又は第二十七条の規定に基づく費用の追徴については、なお従前の例による。

(感染症指定医療機関の指定の特例)

第八条 都道府県知事は、当該地域において感染症指定医療機関が不足し、感染症のまん延の防止に著しい支障が生ずると認められる場合には、第三十八条第二項の規定にかかわらず、こ

の法律の施行の際現に存する旧伝染病予防法第十七条に規定する伝染病院又は隔離病舎であつて適当と認めるものを一回を限り第二種感染症指定医療機関に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、施行日から五年を経過したときは、その効力を失うものとする。

3 市町村は、感染症指定医療機関が充足するまでの間、第一項の規定による都道府県知事の措置に協力しなければならない。

(性病予防法の廃止に伴う経過措置)

第九条 施行日前に行われた医師の診断に係る附則第三条の規定による廃止前の性病予防法(次条において「旧性病予防法」という。第六条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

第十条 施行日前に行われた措置に係る旧性病予防法第十七条各号に掲げる費用についての都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び国庫の負担並びに旧性病予防法第十八条に規定する費用についての市町村の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一条 施行日前に行われた医師の診断に係る附則第三条の規定による廃止前の後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(次条において「旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」という。第五条の規定による報告については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前に行われた旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律第十一条第一項の規定により適用するものとされた旧伝染病予防法第二十二條及び第二十二條ノ二に規定する措置

に要する費用についての都道府県又は保健所を設置する市の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

(施行のために必要な準備)

第十三条 厚生大臣は、第九条に規定する基本指針又は第十一条に規定する特定感染症予防指針を定めようとするときは、施行日前においても公衆衛生審議会の意見を聴くこと及び関係行政機関の長との協議をすることが出来る。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(監獄法の一部改正)

第十五条 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「伝染病予防法ニ依り予防方法ノ施行ヲ必要トスル伝染病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第 号)ニ定ムル感染症指定医療機関ヘノ入院ヲ要スル類型ノ感染症」に改める。

第三十九条中「種痘其他伝染病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ニ定ムル感染症」に改める。

第四十一条中「伝染病者」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ニ定ムル感染症指定医療機関ヘノ入院ヲ要スル類型ノ感染症ニ罹リタル者」に改める。

第四十三条第一項中「伝染病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ニ定ムル感染症」に改める。

(刑法施行法の一部改正)

第十六条 刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項を次のように改める。

旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正)

第十七条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「外、左に」を「ほか、次に」に改め、同条第二号中「伝染病予防」を「感染症予防」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号中、「法定伝染病及び性病」を「及び感染症」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十九条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項」を「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第 号)第四十条第五項」に、「又は結核」を「結核」に改める。

第十八条第六項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項に改める。

(医療法の一部改正)

第二十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「伝染病床」を「感染症病床」に改める。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の医療法第七条第二項に規定する伝染病床であるものについては、前条の規定による改正後の医療法第七条第二項に規定する感染症病床とみなす。

(簡易生命保険法の一部改正)

第二十二条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「伝染病予防法(明治三十九年法律第三十六号)第一条第一項の伝染病(以下「法定伝染病」という。))」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第 号)第六条第二項及び第三項の感染症(以下「特定感染症」という。))」に改める。

第五十一条、第五十二条、第六十七條第一項及び第七十五条中「法定伝染病」を「特定感染症」に改める。

(簡易生命保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の簡易生命保険法(以下この条において「新保険法」という。))第四十八条第二項(新保険法第六十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第五十一条、第五十二条(新保険法第六十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十七條第一項及び第七十五条の規定は、それぞれ施行日以後に発生した新保険法第四十八条第二項に規定する事

由による契約の失効、新保険法第五十一条に規定する事由による保険金の支払並びに新保険法第五十二条、第六十七條第一項及び第七十五条に規定する事由による保険金の削減から適用する。

2 前項の場合において、施行日前に効力が生じた簡易生命保険契約については、新保険法第四十八条第二項中「感染症(以下「特定感染症」という。))」とあるのは「感染症(以下「特定感染症」という。))若しくは同法附則第三条の規定による廃止前の伝染病予防法(明治三十九年法律第三十六号。以下「旧伝染病予防法」という。))第一条第一項の伝染病(特定感染症を除く。))と、新保険法第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項中「特定感染症」とあるのは「特定感染症若しくは旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病(特定感染症を除く。))と、新保険法第五十一条第一項、第五十二条第一項、第六十七條第一項及び第七十五条第三項中「特定感染症」とあるのは「特定感染症及び旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病(特定感染症を除く。))と、新保険法第五十二条第三項及び第七十五条第二項中「特定感染症」とあるのは「旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病」とする。

(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正)

第二十四条 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「外、左に」を「ほか、次に」に、「附して」を「付して」に改め、同項第三号中「伝染病予防」を「感染症予防」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二十五条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)に定める一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症(同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条の規定により一類感染症、二類感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

附則第七項を削る。

(学校保健法の一部改正)

第二十六条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「基く」を「基づく」に、「伝染病予防法(明治三十三年法律第三十六号)を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)に改める。
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号及び第十一号を次のように改める。

十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)に規定する感染症指定医療機関の災害

復旧事業

十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五

十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五

七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業

第十九条を次のように改める。

(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)

第十九条 特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行つた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条の支弁については、同法第五十九条中「三分の二」とあるのは「全額」と、同法第六十一条第三項中「三分の二」とあるのは「三分の一」と読み替えて、それぞれ同法第五十九条又は第六十一条第三項の規定を適用する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に行われた前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三十一条第十号及び第十一号並びに第十九条に規定する事業については、なお従前の例による。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第二十九条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次の各号に」を「次に」に改め、第一号を次のように改める。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)第五十八条第一号から第七号までの規定により都道府県(同法第六十四条第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市又は特別区)が支弁する費用のうち政令で定める費用に対する同法第六十一条第三項の規定に基づく負担金

感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)第六十二条第一項に規定する第一種感染症指定医療機関及び同条

第十三項に規定する第二種感染症指定医療機関の整備

(地方自治法の一部改正)

第三十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「隔離病舎」及び「消毒所」を削り、同条第六項第二号中「伝染病」を「感染症」に改める。

第七十七條第二項第二号中「因る」を「よる」に、「伝染病予防」を「感染症予防」に改める。

第二百五十一條の十九第一項第八号中「伝染病」を「感染症」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「伝染病」を「感染症」に改め

うに改正する。

第一条中「次の各号に」を「次に」に改め、第一号を次のように改める。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)第五十八条第一号から第七号までの規定により都道府県(同法第六十四条第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市又は特別区)が支弁する費用のうち政令で定める費用に対する同法第六十一条第三項の規定に基づく負担金

感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)第六十二条第一項に規定する第一種感染症指定医療機関及び同条

第十三項に規定する第二種感染症指定医療機関の整備

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第三十条 前条の規定による改正前の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第一条第一号に掲げる負担金で、平成十年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第三十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表伝染病院等の項を次のように改める。

十分の七・五以内

感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第

号)第六十二条第一項に規定する第一種感染症指定医療機関及び同条

第十三項に規定する第二種感染症指定医療機関の整備

(農林水産省設置法の一部改正)

第三十四条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項

第一号及び第二号中「基くを」を「基づく」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「貸付を」を「貸付け」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号の次の一号を加える。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第 号)による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置

審査報告書

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月二十四日

国民福祉委員長 尾辻 秀久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の海外における感染症の発生状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する一環として、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及びまん延を防止するため、検疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及び手続を見直すとともに、検疫所において感染症に関する情報提供等を行うこととするほか、狂犬病の国内への侵入を防止するための検疫の対象に猫その他の動物

を追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の施行に当たり、政府は、我が国の感染症政策の基本思想において、本法律をもって過去における社会防衛中心の政策から感染症予防と患者等の人権尊重との両立を基盤とする新しい感染症政策へと転換しようとするものであることを深く認識し、また、国民に対しても教育・啓発を通じて理解を求め、次の施策を実施すべきである。

一、ハンセン病患者やHIV感染症患者を始めとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実等を重く受け止め、また、個別の感染症に対する特別な立法を置くことが患者等に対する差別や偏見につながったとの意見を真摯に受け止め、施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を十分尊重すること。

二、感染症の新たな分類について、国民や医療関係者の理解が深まるよう、その定義の明確化に努めるとともに、その内容を本委員会に報告すること。また、これらが新たな差別や偏見につながらないよう、特段の配慮を行うこと。

三、健康診断、入院、移送等が、患者等の人権に配慮し、客観的に運用されるよう手続の明確化を図るとともに、これらの手続、退院の請求、審査請求等について、患者等に対して十分な説

明が行われるように配慮すること。また、感染症指定医療機関等における通信等の自由を保障するため、必要な措置を講ずること。

四、感染症発生動向調査の体制強化を図り、感染症の発生・拡大の防止のために必要な情報を適時・的確に国民に提供・公開すること。また、感染症情報の収集及び公表に当たっては、個人情報保護の確保に万全を期すとともに、国民の感染症への過度な不安を引き起こすことがないように十分留意すること。

五、国の各行政機関、地方公共団体を始めとする関係各機関の役割分担を明確にし、緊密な連携を図るとともに、保健所が地域における感染症対策の中核的機関として十分に機能できるように、その体制強化を図ること。

六、感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護婦等の医療従事者の教育・研修、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、国立国際医療センターや大病院の充実・活用を含め、人材・設備の両面から計画的な整備を進めること。

七、安全面に配慮した病原体等安全管理基準のレベル4に対応する施設の在り方についての検討、国立感染症研究所等の機能強化を始めとする感染症の病原体や抗体の検査体制の整備に努めること。また、感染症の治療・予防のための医薬品の開発等の研究を推進するとともに、必要に応じ拡大治験の活用を図ること。

八、性感染症及びHIV感染症の予防について、

特定感染症予防指針において総合的な対応を図るとともに、これらの患者・感染者に対する医療・施策が更に充実するよう努めること。

九、新感染症の発生や特定の感染症の集団発生に對して、直ちに専門家からなるプロジェクトチームが結成できるよう、感染症に対する危機管理体制の確立を図ること。また、新感染症については、国の責任において、積極的な対策を講ずること。

十、医療機関、老人福祉施設等における院内感染防止対策を強力に進めること。

十一、必要なワクチンや予防接種に関する適切な情報を国民に提供・公開し、予防接種に対する国民の理解を深めることにより、接種率の向上に引き続き努力すること。

十二、地球規模化する感染症問題に対応し、日本における感染症対策の水準の向上を図るため、海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

十三、検疫については、国内の感染症予防対策と連携のとれた二元的な運用に努めるとともに、感染症発生状況・段階に応じた的確に対応できるように、検疫所の機能強化を図ること。

十四、世界保健機関その他国際機関等により新たな基準等が定められた場合は、必要に応じ、それとの整合を図るため速やかに適切な対応を行うこと。

右決議する。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成十年九月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律

(検疫法の一部改正)

第一条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「衛生措置」を「衛生業務」に、「第二十七條を、第二十七條の二」に改める。

第一条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第二条の見出しを「(検疫感染症)」に改め、同条中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「コレラ、ペスト及び黄熱」を「次に掲げる感染症」に改め、同条に次の各号を加える。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第 号)に規定する一類感染症

二 コレラ

三 黄熱

第二条の次に次の一条を加える。
(疑似症及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)

第二条の二 前条第一号に掲げる感染症又はコ

レラの疑似症を呈している者については、それぞれ同号に掲げる感染症又はコレラの患者とみなして、この法律を適用する。

2 前条第一号に掲げる感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

第五条各号列記以外の部分中「陸揚」を「陸揚げ」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「陸揚」を「陸揚げ」に改め、同条第二号中「陸揚」を「陸揚げ」に改める。

第八条及び第十三条第一項中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改める。

第十四条第一項中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「検疫伝染病の患者」を「検疫感染症の患者」に、「検疫伝染病患者」を「検疫感染症の患者」に、「その他検疫伝染病を、その他検疫感染症」に、「左」を「次に」に改め、同条第一号中「検疫伝染病患者(検疫伝染病の病原体保有者及び検疫伝染病の疑似症を呈している者を含む。以下同じ)」を「第二条第一号に掲げる感染症又はコレラの患者」に改め、同条第二号中「検疫伝染病」を「第二条第一号に掲げる感染症」に、「汚染し、又は汚染した」を「感染した」に改め、「(こと)」の下に「(外国に同号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。)」を加え、同条第三号中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「よりがたい」を「より難い」に改め、同条第四号及び第五号中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(隔離)

第十五条 前条第一項第一号に規定する隔離

は、第二条第一号に掲げる感染症の患者については、特定感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)又は第一種感染症指定医療機関(同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)に、コレラの患者については、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関(同法に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下この項において同じ。)に入院を委託して行ふ。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、同号に掲げる感染症の患者については、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに、コレラの患者については、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行ふことができる。

2 検疫所長は、前項の措置をとつた場合において、第二条第一号に掲げる感染症の患者については当該感染症の病原体を保有していないことが確認されたとき、コレラの患者についてはその病原体を保有していないこと又はその症状が消失したことが確認されたとき

は、直ちに、当該隔離されている者の隔離を解かなければならない。

3 第一項の委託を受けた病院又は診療所の管理者は、前条第一項第一号の規定により隔離されている者のうち、第二条第一号に掲げる感染症の患者については当該感染症の病原体を保有していないことを確認したとき、コレラの患者についてはその病原体を保有していないこと又はその症状が消失したことを確認したときは、検疫所長にその旨を通知しなければならない。

4 前条第一項第一号の規定により隔離されている者又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)は、検疫所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。

5 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該隔離されている者のうち、第二条第一号に掲げる感染症の患者については当該感染症の病原体を保有しているかどうか、コレラの患者についてはその病原体を保有しているかどうか又はその症状が消失したかどうかの確認をしなければならない。

(停留)

第十六条 第十四条第一項第二号に規定する停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院を委託して行ふ。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託し、又は船舶

の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

2 前項の期間は、第二条第一号に掲げる感染症のうちペストについては百四十四時間を超えてはならず、ペスト以外の同号に掲げる感染症については五百四時間を超えない期間であつて当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間を超えてはならない。

3 検疫所長は、第一項の措置をとつた場合において、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、直ちに、当該停留されている者の停留を解かなければならない。

4 第一項の委託を受けた病院又は診療所の管理者は、第十四条第一項第一号の規定により停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、検疫所長にその旨を通知しなければならぬ。

5 第十四条第一項第二号の規定により停留されている者又はその保護者は、検疫所長に対し、当該停留されている者の停留を解くことを求めることができる。

6 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。
(審査請求の特例)

第十六条の二 第十四条第一項第一号の規定に

より隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生大臣に審査請求(再審査請求を含む。次項及び第三項において同じ。)をすることができ

2 厚生大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)に基づき厚生大臣に審査請求をしたときは、厚生大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき検疫所長に審査請求をし、かつ、当該隔離の期間が三十日を超えたときは、検疫所長は、直ちに、事件を厚生大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

5 前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、厚生大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 厚生大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁

決(隔離の期間が三十日を超える者に係るものに限り。)をしようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改める。

第十八条中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「汚染した」を「感染した」に改める。

第十九条第一項中「検疫伝染病患者又は検疫伝染病」を「検疫感染症の患者又は検疫感染症」に、「もより」を「最寄り」に改める。

第二十一条第一項中「次の各号に掲げる要件を具備して」を「次に掲げる要件のすべてを満たして」に、「もより」を「最寄り」に改め、同項第一号中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改め、同項第三号中「検疫伝染病患者」を「検疫感染症の患者」に改め、同条第六項中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に、「さらに」を「更に」に改める。

第二十二条第二項中「もより」を「最寄り」に、「検疫伝染病患者」を「検疫感染症の患者」に改め、同条第三項及び第五項中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改める。

第二十三条第二項中「もより」を「最寄り」に、「検疫伝染病患者」を「検疫感染症の患者」に改め、同条第三項及び第五項中「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改め、同条第七項中「陸揚」を「陸揚げ」に、「もより」を「最寄り」に、「検疫伝染病患者」を「検疫感染症の患者」に改める。

第三章 検疫所長の行うその他の衛生措置
を「第三章 検疫所長の行うその他の衛生業務」に改める。

第二十四条中「当り」を「当たり」に、「伝染病

予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項に規定する伝染病又は同条第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病で検疫伝染病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成八年法律第三項、第四項及び第六項に規定する感染症で検疫感染症」に、「伝染病」を「感染症」に改める。

第二十六条中「政令の定めるところにより」を「実費を勘案して政令で定める額の」に、「検疫伝染病」を「検疫感染症」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(検疫感染症以外の感染症に関する診察等)

第二十六条の二 検疫所長は、外国に行こうとする者又は第十二条に規定する者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成六年第三項から第六項までに規定する感染症で検疫感染症以外のもの)のうち政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。
(都道府県知事等との連携)

第二十六条の三 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は前条に規定する診察の結果に基づき、当該診察を受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成六年第二項から第四項までに規定する感染症又は同条第六項に規定する指定感染症(当該指定感染症について同法第十八条又は第十九条(同法第二十六

条において準用する場合を含む。の規定が適用される場合に限る。の病原体を保有していることが明らかになつた場合には、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。に厚生省令で定める事項を通知しなければならない。

第二十七条第一項中「検査伝染病を」検査感染症に、「伝染病を」感染症に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「伝染病を」感染症に、「基く」を「基づく」に改め、第三章同条の次に次の一条を加える。

(情報の収集及び提供)

第二十七条の二 検査所長は、外国に行こうとする者又は外国から来た者に対し、検査感染症の外国における発生状況及びその予防の方法についての情報の提供を行い、その周知を図らなければならない。

2 検査所長は、前項に規定する情報の提供を適確に行うために検査感染症に関する情報の収集、整理及び分析に努めなければならない。

第三十四条の見出し中「検査伝染病以外の伝染病を」検査感染症以外の感染症に改め、同条中「検査伝染病以外の伝染病を」検査感染症以外の感染症(次条第一項に規定する新感染症を除く。)に、「伝染病の」を「感染症の」に、「伝染病に」を「感染症に」に改め、「のための収容」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(新感染症に係る措置)

第三十四条の二 検査所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十六條の二に規定する診療において、新感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。)の所見がある者を診断したときは、直ちに、厚生大臣に当該所見がある者の氏名、年齢、性別その他厚生省令で定める事項を報告しなければならない。

2 検査所長は、前項の報告をした場合には、厚生大臣の指示に従い、当該新感染症を第二条第一号に掲げる感染症とみなして、第十三条、第十三条の二、第十四条第一項第一号から第六号まで、第十七条、第十八条、第十九条第二項及び第三項並びに第二十条に規定する事務の全部又は一部を実施することができる。

3 前項の規定により仮検査済証を交付した船舶等については、当該新感染症について第十九条第一項の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第二項の規定により検査所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(新感染症に係る隔離)

第三十四条の三 前条第二項の規定により検査所長が実施する第十四条第一項第一号に規定する隔離は、特定感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該検査所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

2 検査所長は、前項の措置をとつた場合において、厚生大臣の指示に従い、当該隔離に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されたときは、直ちに、当該隔離されている者の隔離を解かなければならない。

3 第一項の委託を受けた病院の管理者は、前条第二項の規定により隔離されている者について、検査所長に当該隔離に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。

4 前条第二項の規定により隔離されている者又はその保護者は、検査所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。

5 検査所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該隔離されている者について、厚生大臣の指示に従い、当該隔離に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。

6 厚生大臣は、第二項又は前項の規定により検査所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(新感染症に係る停留)

第三十四条の四 第三十四条の二第二項の規定により検査所長が実施する第十四条第一項第

二号に規定する停留は、特定感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該検査所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

2 検査所長は、前項の措置をとつた場合において、厚生大臣の指示に従い、当該停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されたときは、直ちに、当該停留されている者の停留を解かなければならない。

3 第一項の委託を受けた病院の管理者は、第三十四条の二第二項の規定により停留されている者について、検査所長に当該停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。

4 第三十四条の二第二項の規定により停留されている者又はその保護者は、検査所長に対し、当該停留されている者の停留を解くことを求めることができる。

5 検査所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該停留されている者について、厚生大臣の指示に従い、当該停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。

6 厚生大臣は、第二項又は前項の規定により検査所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

第三十五条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「五十万円」に改め、第三号を削る。

第三十六条中「左の」を「次の」に、「五万円を」「三十万円に」改め、同条第四号中「診察又は検査」を「診察(第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。)(又は検査(同項の規定により実施される場合を含む。))」に改め、同条第五号中「措置」の下に、「(第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。)」を加え、同条第六号中「処分」の下に、「(第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。)」を加む。」を加える。

第三十七条中「左の」を「次の」に、「十万円を」「五十万円に」改め、同条第二号中「第十九条第一項の下に(第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「基く命令」を「基づく命令(第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。)」に改める。

第三十八条中「左の」を「次の」に、「五千元を」「二十万円に」改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

(狂犬病予防法の一部改正)

第二条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中「第八条、第九条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。」

一 犬

二 猫その他の動物(牛、馬、めん羊、山

羊、豚、鶏及びあひる(次項において「牛等」という。を除外。)であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

第二条第二項中「前項但書を」前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

第八条第一項中「かかつた犬を」かかつた犬等(犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。))に、「疑のある犬を」疑いのある犬等に、「犬に」を「犬等に」に、「犬の」を「犬等の」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項中「犬を」犬等に、「但し」を「ただし」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に、「さまたげない」を「妨げない」に改める。

第十一条中「犬を」犬等に改める。

第十二条の見出しを「(死体の引渡し)」に改め、同条中「犬を」犬等に、「但し」を「ただし」に、「引取」を「引取り」に改める。

第十四条第一項中「犬の」を「犬等の」に、「犬を」を「犬等を」に改める。

第二十三条中「左に」を「次に」に、「犬の所有者」を「犬等の所有者」に改める。

第二十四条中「基く」を「基づく」に、「犬を」を「犬等に」改める。

第二十六条中「左の」を「次の」に、「五万円を」「三十万円に」改め、同条第一号中「第二条を」

「第一条第二項」に、「以下この章中」を「次条において」に改め、同条第二号中「犬を」犬等第二号第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。に改め、同条第三号中「犬を」犬等に改める。

第二十七条中「三万円を」「二十万円に」改め、同条第三号、第五号及び第六号中「犬を」犬等に改める。

第三条 狂犬病予防法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条、第九条を」第七条から第九条までに改める。

第七条第一項中「犬を」犬等(犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。))に改める。

第八条第一項中「(犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。))」を削る。

第二十三条中「輸出入検疫中の犬を」輸出入検疫中の犬等に改める。

第二十六条第一号中「犬を」犬等に、「次条を」以下この条及び次条に改め、同条第二号中「(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。))」を削る。

第二十七条第一号中「違反して犬」の下に「(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。))」を加える。

動物を含む。以下この条において同じ。を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の検疫法(以下この条において「旧検疫法」という。第十五条第一項ただし書の規定により病院に収容されて隔離が行われている者は、第一条の規定による改正後の検疫法(以下この条において「新検疫法」という。第十五条第一項の規定により隔離が行われている者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧検疫法第十六条第一項の規定により停留室に収容されて停留が行われている者であつて引き続き新検疫法第十六条第一項の規定により停留が行われるものの停留の期間は、当該停留室に収容された時から起算する。

3 この法律の施行の際現に旧検疫法第十六条第一項ただし書の規定により船舶内に収容されて停留が行われている者は、新検疫法第十六条第一項の規定により停留が行われている者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(外国軍用艦船等)に関する検査法特例の一部改正

第四条 外国軍用艦船等に関する検査法特例(昭和二十七年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「措置」の下に、「(同法第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。)」を加える。

第七条中「隔離」の下に、「(同法第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。)」を加え、「検査伝染病患者」を「検査感染症の患者」に改める。

第八条中「第二十九条の下に」、「第三十四条の二第二項(同法第十九条第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。)」を加え、「且つ」を「かつ」に、「基く」を「基づく」に、「検査伝染病以外の伝染病」を「検査感染症以外の感染症」に改める。

投票者氏名

日程第二 労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君

上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公義君 久野 恒一君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭昭君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まき君
鈴木 政一君 鈴木 正孝君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享詳君 中川 義雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 稟君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 三三君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君

松谷善一郎君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顯正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
木俣 佳文君 郡司 彰君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 奥石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勲君 櫻井 充君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
松田 岩夫君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 築瀬 進君
山下八洲夫君 吉田 久之君

和田 洋子君 藤科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
梶原 敬義君 日下部禮代子君
清水 澄子君 谷本 嶺君
照屋 寛徳君 田 英夫君
淵上 貞雄君 村沢 牧君
山本 正和君 阿曾田 清君
泉 信也君 入澤 肇君
扇 千景君 田村 秀昭君
高橋 令則君 月原 茂昭君
鶴保 廣介君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 星野 朋市君
渡辺 秀央君 西川きよし君
奥村 展三君 堂本 曉子君
水野 誠一君 岩瀬 良三君
曾川 健二君 山崎 力君
岩本 莊太君 海野 徹君
椎名 素夫君 田名部匡省君
高橋紀世子君 松岡満壽男君

反対者氏名

二六名

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 福島 瑞穂君
島袋 宗康君 中村 敦夫君

日程第三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)
賛成者氏名 二〇五名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君

尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公亮君 久野 恒一君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉与子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享祥君 中川 義雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君

南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
松谷蒼一郎君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顕正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
木俣 佳丈君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勲君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良光君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君

内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松田 岩夫君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君
山下八洲夫君 吉田 之久君
和田 洋子君 薬科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
梶原 敬義君 日下部禮代子君
清水 澄子君 谷本 嶺君
照屋 寛徳君 田 英夫君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
村沢 牧君 山本 正和君

二六名

阿部 幸代君	池田 幹幸君	岩佐 惠美君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君	富樫 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	吉川 春子君	西川きよし君
井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	小泉 親司君	立木 洋君	西山登紀子君	畑野 君枝君	林 紀子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	島袋 宗康君	中村 敦夫君

贊成者氏名

阿南 一成君	青木 幹雄君	井上 吉夫君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩永 浩美君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	龜井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久世 公堯君	関井 正幸君	小山 孝雄君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	坂野 重信君
阿部 正俊君	有馬 朗人君	井上 裕君	石渡 清元君	岩井 國臣君	岩崎 純三君	上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	斎藤 滋宣君	清水嘉与子君

塩崎 恭久君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	田浦 直君	田村 公平君	武見 敬三君	常田 享詳君	中島 翼人君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	南野知恵子君	橋本 聖子君	林 芳正君	保坂 三蔵君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	江本 孟紀君
陣内 孝雄君	末広まさ子君	鈴木 正孝君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中川 義雄君	中曽根弘文君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	長谷川道郎君	馳 浩君	日出 英輔君	松谷蒼一郎君	三浦 一水君	薄手 顯正君	森下 博之君	森山 裕君	山内 俊夫君	山下 善彦君	依田 智治君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	江田 五月君	小川 勝也君

小川	敏夫君	木俣	佳文君
北澤	俊美君	郡司	彰君
小林	元君	小宮山	洋子君
小山	峰男君	興石	東君
佐藤	泰介君	佐藤	雄平君
齋藤	勲君	櫻井	充君
笹野	貞子君	高嶋	良充君
竹村	泰子君	谷林	正昭君
千葉	景子君	角田	義一君
寺崎	昭久君	内藤	正光君
直嶋	正行君	長谷川	清君
平田	健二君	広中和歌子君	
福山	哲郎君	藤井	俊男君
堀	利和君	本田	良一君
前川	忠夫君	松崎	俊久君
松田	岩夫君	円	より子君
峰崎	直樹君	本岡	昭次君
築瀬	進君	山下八洲夫君	
吉田	之久君	和田	洋子君
薬科	満治君	荒木	清寛君
魚住裕一郎君		海野	義孝君
大森	礼子君	加藤	修一君
風間	昶君	木庭健太郎君	
沢	たまき君	白浜	一良君
高野	博師君	但馬	久美君
統	訓弘君	鶴岡	洋君
浜田卓二郎君		浜四津敏子君	
日笠	勝之君	弘友	和夫君

星野 明市君	戸田 邦司君	月原 茂皓君	田村 秀昭君	入澤 肇君	阿曾田 清君	村沢 牧君	福島 瑞穂君	照屋 寛徳君	清水 澄子君	梶原 敬義君	大淵 絹子君	吉岡 吉典君	宮本 岳志君	林 紀子君	畑野 君枝君	西山登紀子君	立木 洋君	小泉 親司君	笠井 亮君	緒方 靖夫君	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 孝男君	山下 栄一君	松 あきら君	福本 潤一君
渡辺 秀央君	平野 貞夫君	鶴保 庸介君	高橋 令則君	扇 千景君	泉 信也君	山本 正和君	洲上 貞雄君	田 英夫君	谷本 義君	日下部禮代子君	大脇 雅子君	吉川 春子君	山下 芳生君	筆坂 秀世君	八田ひろ子君	橋本 敦君	富樫 練三君	須藤美也子君	小池 晃君	大沢 辰美君	岩佐 恵美君	池田 幹幸君	阿部 幸代君	山本 保君	森本 晃司君	益田 洋介君

石井 一二君 島袋 宗康君
西川きよし君 奥村 展三君
堂本 暁子君 水野 誠一君
岩瀬 良三君 菅川 健二君
山崎 力君 岩本 莊太君
海野 徹君 椎名 素夫君
田名部匡省君 高橋紀世子君
中村 敦夫君 松岡満壽男君

反対者氏名 ○名

在日韓国・朝鮮人の市民的权利等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年八月十日

参議院議長 斎藤 十朗殿

竹村 泰子

在日韓国・朝鮮人の市民的权利等に関する質問主意書

一、政府代表は、市民的及び政治的權利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。)に基づき設置された規約人権委員会(Human Rights Committee)の第四十九会期で一九九三年十月二十七日、「帰化に際し

ては日本風の氏名に改めなければならないという法律上の規制もないし、法務省として日本風の名前を使うようにという指導はしていない」と答弁した。また、子どもの権利に関する条約(平成六年条約第二号)に基づき設置された子どもの権利に関する委員会(Committee on the Rights of the Child)の第十八会期でも一九九八年五月二十七日、「日本での戸籍の記載の際には、日本名で記載しなければならないという規定はない。当然に韓国名で記載することが認められている」と答弁している。

法務省は従来「民族意識の発露としてことさらに外国人的な呼称の氏に固執するということになる」と、帰化により日本国民とするにふさわしい者とはいえない(種族威雄)帰化と戸籍上の処理、「民事月報」一九七五年九月号という行政指導を行い、帰化許可申請書には一九八五年の国籍法、戸籍法改正まで、作成上の注意として「帰化後の氏名は日本人としてふさわしいものにしてください」と記していたが、いつ指導方針が変わったのか。また指導方針の変更を窓口担当者関係者に周知徹底させるために、どのような指導をし、また、それを帰化申請希望者を含めた一般社会に知らせるため、どのような措置をとったか、明らかにされたい。

また、当該行政指導により、不本意ながら日本風の氏名に改めた人々が、政策変更に伴って、もとの氏名を回復する簡易な手続き(回復措置)はあるのか。

二、帰化許可者の数と、そのうち帰化の前後で姓と名の双方とも変っていない者の数(原音の片仮名、平仮名表記及び同義の漢字による表記を含む。)を一九五二年から一九九七年までそれぞれ各年度ごとに示されたい。また、帰化許可者の官報告示はどの名前によるのか。帰化前の名前か、それとも帰化後の名前か、明らかにされたい。

三、在日韓国・朝鮮人が帰化した際の戸籍は韓国・朝鮮人名で記載できるというが、旅券のローマ字表記は、民族名(たとえば朴は「Park」または「Park」で表記できるのか。

四、前記子どもの権利に関する委員会、政府代表(法務省人権擁護局)は「就労や居住の面で差別が行われる可能性がある状況の中で、在日韓国・朝鮮人の中には本名を名乗ることによって、起こる偏見や差別を恐れ、日常生活において、日本名を通名として使用する場合があると認識している。こうした状況は、まさに平等の精神に反する誤った偏見・差別意識が依然として一部に存在するという判断で行われていることであり、たいへん憂慮すべきことだと考えている。引き続き、関係機関、その他団体等に対して差別意識の解消に向けた啓発を行っていきたい」と答弁している。民族名使用の問題について

て、具体的にどのような措置をとるつもりか、明らかにされたい。

五、次の人数について、それぞれ韓国・朝鮮籍者、中国籍者別に、また各年ごとに示されたい。

イ 一九五二年から一九九七年までに帰化によって日本国籍を取得した者の数

ロ 一九八五年の国籍法改正によって新設された、届け出による国籍取得によって日本国籍を取得した者の数

ハ 一九八五年の国籍法改正以降、日本国籍者との間に生まれた子どもの数

六、政府は国際連合に提出した規約第四十条一項(b)に基づく第三回報告書(以下「第三回報告書」という。)で「在日韓国・朝鮮人が我が国の学校教育を希望しない場合、韓国・朝鮮人学校に通学することも可能である。韓国・朝鮮人学校については、そのほとんどが各種学校として都道府県知事の認可を受けているところであり、その自主性は尊重されている」(国連文書CCPR/C/70/Add.1, 30 March 1992, para. 50)と記している。また前記子どもの権利に関する委員会で、政府代表(文部省)は、朝鮮学校あるいはインターナショナル・スクールなどの外国人学校については「各種学校というカテゴリーを設けて、自由な教育を保障している」と答弁している。そうすると「朝鮮人として

の民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでない」とした文部事務次官通達(文普振第二〇〇号、昭和四十年十二月二十八日)は、これと矛盾するので、今では効力を失っていると受け止めてよいのか。

七、政府は私の質問に対する答弁書(内閣参質一四二第二六号。以下「答弁書」という。)で、「我が国においては、何人も自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利は否定されていないので、在日韓国・朝鮮人、かつての在日韓国・朝鮮人で日本国籍を有した人々、これらの者と日本国籍を有する者との間に出生した人々等が、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二十七条にいうマイノリティであるか否かについては、必ずしも判断を要しないものと考える」との旨の答弁をしている。これは前記第三回報告書で「本条(第二十七条)との関連で提起されたアイヌの人々の問題については、独自の宗教及び言語を有し、また文化の独自性を保持していること等から本条にいうマイノリティであるとして差し支えない」(CCPR/C/70/Add.1, para. 28)としたことと矛盾しないか。なぜアイヌはマイノリティとして認め、在日韓国・

朝鮮人についてはその判断を要しないのか、理由を明らかにされたい。

八、一九九八年の地方公務員の総数と、そのうち日本国籍を有していない者の数及び国籍別内訳数を明らかにされたい。

九、政府は答弁書で「人権相談及び人権侵犯事件の調査を通じて、積極的に外国人の人権の擁護を図ってまいりたい」としているが、最近五か年における人権相談総件数に占める外国人を被害者とするものの比率は、在日外国人の人口比に比べて著しく低い。一方、人権侵犯事件総数に占める外国人を被害者とするものの比率は、人権相談総件数に占める比率に比べて二倍から六倍と高い。これは法務省の行う人権相談が、外国人の人権を擁護する上で十分に機能していないことを表しているのではないか。また、それは在日外国人を人権擁護委員会から排除しているため、人権相談が外国人に疎遠な存在となっているためではないのか、政府の見解を明らかにされたい。

十、政府は答弁書で「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」としている。そうであれば、常勤の公務員でもなく、「国が行う人権擁護事務を補完する」ことを職務とするにすぎない人権擁護委員を日本国籍を有する者に限るのは前述の見解と矛盾

しないか。

十一、規約人権委員会は一九九二年の第四十四会期一二三会合で、各締約国政府の報告書審議の終了後、委員会全体の意見を反映した「意見」(Comment)を採択することを決定し(CN Doc. CCPR/C/70)、締約国に対し、次回報告書においてこれら意見に関してとった措置について報告するよう求め、また「政府報告書の形式と内容に関するガイドライン」(UN doc. A/38/9 ANNEX W)は、各国の政府報告書は規約人権委員会の一般的意見(General Comments)を考慮に入れて作成するよう求めている。

政府は規約に基づく第四回報告書を作成する際に、規約人権委員会が第三回報告書の審議後、一九九三年十一月四日に採択した意見(Comments, UN doc. CCPR/C/79/Add. 28)のうち、どの意見についてその後とった措置を記述し、また、報告書作成にあたって、同委員会が採択した二五の一般的意見のうちいずれを検討し、考慮に入れたのか、明らかにされたい。

平成十年九月十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員竹村泰子君提出在日韓国・朝鮮人の市民権の権利等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出在日韓国・朝鮮人の市民権の権利等に関する質問に対する答弁書

一について

帰化後の氏名については、日本人らしい氏名を使用するよう指導していた時期もあったが、昭和五十八年から、そのような指導を行わないこととした。この点については、部内担当者の会議等様々な機会を通じて国籍事務担当者に周知させ、また、帰化相談等の際に帰化許可申請希望者その他の照会者に対して周知を図っている。

また、御指摘のような簡易な手続はないが、帰化に当たって定めた氏については戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第一百七十七条第一項により、名については同法第一百七十七条第二項により、名については同法第一百七十七条第二項により、それぞれの所定の要件の下、家庭裁判所の許可を得て変更することが可能である。

二について

昭和二十七年から平成九年までの間の年別帰化許可者数は、別表第一記載のとおりである。帰化の前で氏と名の双方とも変わっていない者の数についての統計はない。

また、帰化許可者については、帰化前の氏名を官報に告示している。

三について

帰化前に所持していた外国旅券又は出生証明書等、公の機関が発行した書類により、「Park」又は「Park」のつづりが確認できれば、本人が希望する表記を行うことは可能である。

四について

在日韓国・朝鮮人を含む外国人が民族名を使用するか否かについては、基本的には個人が決めるべきものと解するが、法務省の人権擁護機関等においては、民族名を使用することによって生ずる偏見や差別を含めて、外国人に対する偏見や差別をなくすため、多様な啓発活動を展開している。具体的には、人権週間(毎年十二月四日から同月十日までの一週間)や人権啓発フェスティバルにおいて、外国人の人権をテーマとしたシンポジウムの開催、「在日韓国・朝鮮人の人権について」、「国際化時代の人権」等の演題での講演会の開催、ポスターの掲出、啓発冊子の配布等を通じて、外国人への偏見や差別をなくすための全国的な啓発活動を展開している。また、昭和六十三年以来、東京、大阪、名古屋等八の法務局、地方法務局で曜日を設定して外国人のための人権相談所を開設しているほか、その他の法務局、地方法務局においても、人権週間などに特設人権相談所を開設し、外国人から人権問題について気軽に相談に

応じられるような体制の充実、強化を図っている。

また、外国人について基本的人権が侵害されるような事実を認知した場合には、人権侵犯事件として速やかに調査し、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な処置を講じているところである。

今後とも、外国人に対する偏見や差別をなくすため、積極的な啓発活動等の推進を図ってまいりたい。

五のイについて

別表第一記載のとおりである。

五のロについて

別表第二記載のとおりである。

五のハについて

人口動態統計によれば、昭和六十年から平成八年までの間の父母の国籍別にみた年別出生数は、別表第三記載のとおりである。

六について

御指摘の通達については、その発出後にその内容を変更する行為を行っておらず、その効力を失っていないが、現時点においては、朝鮮人のみを対象とする私立の教育施設(以下「朝鮮人学校」という。)のほとんどが、実態上、都道府県知事により各種学校として認可されており、文部省においてはそうした現実を踏まえながら対処しているところである。

御指摘の市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。)第四十条一(イ)に基づく第三回政府報告(以下「第三回政府報告」という。)及び政府代表の発言は、ほとんどの朝鮮人学校が、実態上、都道府県知事の認可による各種学校として運営されているという現実を踏まえ、また、各種学校における教育内容については特段の制限が設けられていないことを前提として、在日韓国・朝鮮人に関する教育の状況について説明したものである。

七について

市民的及び政治的権利に関する国際規約第四十条第一項(イ)に基づく日本国政府第四回報告書における在日韓国・朝鮮人問題に関する質問に対する答弁書(平成十年七月二十四日内閣参質一四二第二六号。以下「前回答弁書」という。)の一及び二についてお答えしたとおり、我が国においては、何人も自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利は否定されていないので、我が国内の特定の集団が、規約第二十七条にいう少数民族であるか否かについては必ずしも判断を要しないものと考えている。

御指摘の第三回政府報告において、アイヌの人々が規約第二十七条にいう「少数民族」であるとして差し支えない旨報告しているが、このこ

とは、我が国内の特定の集団が自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利が認められるために、「少数民族」であるとの判断が行われる必要があるということの意味するものではない。したがって、前回答弁書は御指摘の第三回政府報告と矛盾するものではない。

平成十年の地方公務員の総数、そのうち日本国籍を有していない者の総数、国籍別内訳数については、把握していない。

なお、地方公務員のうち日本国籍を有していない者の数については、平成四年に行った調査が最新のものであり、前回答弁書の六についてでお答えしたとおり、平成四年四月一日現在で、四千四百四十一人となっている。

九について

四についてでお答えしたとおり、法務省の人権擁護機関においては、外国人も人権相談ができるよう人権相談所を設けているところである。また、具体的に人権侵犯の疑いのある事案については、速やかに調査を行って事案に応じた適切な措置を講じているところである。一方、人権擁護委員は、日本国籍を有する者に限られているが、その職務を執行するに当たっては、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は

政治的意見若しくは政治的所属関係によって、差別的又は優先的な取扱いはしてはならないとされており（人権擁護委員法昭和二十四年法律第百三十九号第十二条第二項）、日本国民と在日外国人との分け隔てをすることなく、その人権の擁護のために諸活動を行っている。また、人権擁護委員の行う人権相談についても、前述のように外国人のための人権相談所において通訳を介するなどして、あらゆる外国人からの相談に応じている。

以上のとおり、法務省の行う人権相談は、外国人の人権を擁護する上で十分に機能するよう努めているところであり、また、人権擁護委員が日本国籍を有する者に限られていることに特段の問題があるとは考えていない。

なお、人権相談においては、相談内容がプライバシーなものであることから、相談者は、自分の国籍を明らかにしないケースもあり、また、相談を受ける人権擁護機関も相談者のプライバシーを重視しているため、国籍を明らかにすることを求めているという事情もあって、前回答弁書の五についてでお答えした人権相談件数は、相談者が国籍を自ら明らかにした数字である。

十について

人権擁護委員は、国家公務員法上の国家公務

員ではないが、法務大臣から委嘱され（人権擁護委員法第六条）、その指揮監督を受けつつ（同法第十四条）、その職務執行区域において、人権尊重思想の普及高揚、人権擁護運動の助長、人権侵犯事件に関する調査及び情報の収集、法務大臣への報告、関係機関への勧告等の職務に従事しているものであって（同法第十一条）、人権擁護委員の右職務は、国が行う人権擁護事務を補完するものであり、法務省の人権擁護部門と一体的に遂行されるものである。特に、右の職務のうち、人権侵犯事件に関する調査及び情報の収集、法務大臣への報告、関係機関への勧告等の職務は、調査及び情報の収集の結果に基づき人権侵犯事実の認定、関係機関への勧告等の処置の要否、内容等の決定並びに当該処置の実行を内容とするものである。

このような職務の性質及び内容に照らすと、人権擁護委員法上、法務大臣から人権擁護委員として委嘱される者が日本国籍を有する者に限られていること（人権擁護委員法第六条第一項から第三項まで、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九条第二項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十八条）には、合理的な理由があるものと考えている。

御指摘の答弁書は、公務員に関するものであるところ、人権擁護委員は国家公務員法上の国家公務員ではないが、人権擁護委員法は以上に述べたような理由により人権擁護委員を日本国籍を有する者に限っていると解され、このことは、右の答弁書と矛盾するものではない。

十一について

御指摘の規約人権委員会が第三回政府報告の検討後、千九百九十三年（平成五年）十一月四日に採択した意見においては、主要な懸念事項として、規約と国内法との関係、在日韓国・朝鮮人等に対する差別的慣行の存在、女性に対する差別的慣行の存在、婚外子に対する差別的慣行の存在、死刑に処せられ得る犯罪の数及びその性質、被拘禁者の状態、判決前の拘禁、代用監獄制度等が挙げられ、また、提案及び勧告として、規約の選択議定書及び第二選択議定書等の締結、婚外子に関する法令の改正、死刑制度の廃止に向けての手段を講ずること、公判前の手続及び代用監獄の運営が規約の要請に合致されるべきこと等が挙げられているところ、規約第百四十条（一）に基づく第四回政府報告（以下「第四回政府報告」という。）においては、右意見において挙げられたそれぞれの項目について我が国の施策や立場をおおむね説明しているところである。

また、御指摘の一般的な性格を有する意見については、それらを検討し考慮に入れた上で第四回政府報告を作成したところである。

別表第一

帰化許可者数の推移

年	韓国・朝鮮籍	中国籍	許可者総数
昭和27年(4月28日)～昭和39年	33,897	3,035	38,109
昭和40年	3,438	532	4,088
昭和41年	3,816	753	4,735
昭和42年	3,391	589	4,150
昭和43年	3,194	114	3,501
昭和44年	1,889	124	2,153
昭和45年	4,646	320	5,379
昭和46年	2,874	249	3,386
昭和47年	4,983	1,303	6,825
昭和48年	5,769	7,338	13,629
昭和49年	3,973	3,026	7,393
昭和50年	6,323	1,641	8,568
昭和51年	3,951	1,323	5,605
昭和52年	4,261	1,113	5,880
昭和53年	5,362	1,620	7,391
昭和54年	4,701	1,402	6,458
昭和55年	5,987	1,619	8,004
昭和56年	6,829	1,572	8,823
昭和57年	6,521	1,542	8,494
昭和58年	5,592	1,560	7,435
昭和59年	4,608	1,183	6,169
昭和60年	5,040	1,434	6,824
昭和61年	5,110	1,304	6,636
昭和62年	4,882	1,131	6,222

別表第二

法務大臣への届出により日本国籍を取得した者の数

昭和63年	4,595	980	5,767
平成元年(昭和64年)	4,759	1,066	6,089
平成2年	5,216	1,349	6,794
平成3年	5,665	1,818	7,788
平成4年	7,244	1,794	9,363
平成5年	7,697	2,244	10,452
平成6年	8,244	2,478	11,146
平成7年	10,327	3,184	14,104
平成8年	9,898	3,976	14,495
平成9年	9,678	4,729	15,061

年	従前の国籍が韓国・朝鮮の者	従前の国籍が中国の者
昭和60年	6,159	1,101
昭和61年	3,498	644
昭和62年	6,874	1,106
昭和63年	883	260
平成元年(昭和64年)	257	186
平成2年	208	273
平成3年	203	308
平成4年	214	325
平成5年	199	351
平成6年	184	289
平成7年	157	331
平成8年	172	341
平成9年	150	444

別表第三

父母の国籍別にみた年別出生数

(1) 父日本・母外国

年	母 の 国 籍	
	韓 国 ・ 朝 鮮	中 国
昭和60年	—	—
昭和61年	—	—
昭和62年	2,850	803
昭和63年	3,018	970
平成元年(昭和64年)	2,981	1,069
平成2年	3,184	1,264
平成3年	3,402	1,447
平成4年	3,672	1,855
平成5年	3,704	1,891
平成6年	3,736	2,222
平成7年	3,519	2,244
平成8年	3,550	2,376

(注) 「—」は統計がないことを表す。

(2) 母日本・父外国

年	父 の 国 籍	
	韓 国 ・ 朝 鮮	中 国
昭和60年	3,543	341
昭和61年	3,365	355
昭和62年	3,039	287
昭和63年	2,992	292
平成元年(昭和64年)	3,039	312

平成2年	3,048	375
平成3年	3,172	423
平成4年	3,407	536
平成5年	3,249	573
平成6年	3,849	651
平成7年	3,281	718
平成8年	3,418	678

点字による選挙公報発行等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年八月二十一日

小川 勝也

参議院議長 斎藤 十朗殿

点字による選挙公報発行等に関する質問主意書

選挙権は、憲法第十四条、第十五条及び第四十条により、国民固有の権利として等しく保障されている。したがって、視力などに障害を持つ有権者に対しても、当然健全者と同様の権利が保障されている。

昨今、障害者が健全者と同様に社会生活を通じたため、「バリアフリー」、「ノーマライゼーション」などが言われながら、現実の選挙権の行使に

関しては、投票所において様々な障害があり、また、視覚障害者が投票の判断材料とする選挙公報に十分な情報が得られにくいなど多くの課題が山積しているものと考ええる。

この中でも、視覚障害者のための点字選挙公報は、これまで製作コストや期間、公平性の担保などの点から発行が困難だったと思慮するが、札幌の写真製版会社が「安く、早く、大量に」点字印刷を可能にした技術を実用化するなど平成十年八月十三日付朝日新聞家庭面報道、著しい技術進歩も見られる。社会福祉法人日本盲人会連合も平成九年度政府予算案編成にあたり、自治省等に対し、「点字による選挙公報の発行」を要望している。

政府は、来るべき統一地方選挙等を前に、視覚障害者が憲法に保障された参政権を適正に行使で

きるよう、点字による選挙公報発行に向けた整備等を推進すべきだと考える。

そこで、以下のとおり質問する。

一、衆議院は、昭和五十一年十一月四日、点字公報発行を含めた「障害者の選挙権行使に関する請願」(第六〇九号)を採択し、内閣に送付している。また、昭和五十年二月二十四日の衆議院予算委員会第三分科会において、自治大臣はじめ政府は、点字公報の発行等に関し、検討を約束している。さらに、政府は、「必要な諸条件が整うのを待ちまして実行に移すことを検討する。」(昭和五十二年三月二日、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会)、「点字の公報は公職選挙法上に明文の根拠があるわけではございません。そういう意味で一種の便宜供与とか啓発とかいう側面を持っていることもまた事実でございます。むずかしく申し上げますよりは、現在のようにいろいろな混合形態ではございませんが、実態に即して点字公報が出され、国政の選挙でありますからには、国費の範囲内で賄われていくようにというような姿勢で臨んでまいりたいと思っております。」(昭和五十八年二月二十三日、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会)、「点字公報につきましては、その内容の充実につきまして今後とも指導、協力をしてまいりたい。」(平成三年四月九日、参議院文教委員会)等と答弁している。請願に対し、どのように対応したのか、また、この二十年来、政府としてどのように取り組み、成果

をあげているのか伺いたい。

二、公職選挙法(以下「公選法」という)第六十七條による選挙公報に、点字による選挙公報を通常の文字による選挙公報と同様に発行することは法律上可能か。この点について、自治省は、昭和四十四年九月二日回答により「点字による選挙公報の申請の取扱いについて」において「選挙公報を点字により発行することができない」とし、また、「公選法第六十八條および第六十九條では、このような趣旨から、選挙公報を点字で発行する事は、まったく想定していない。」としていたが、自治省がそのような解釈する法的根拠を示された。

三、政府は、視覚障害者に対し、各候補者の政策、公約を知らしめるため、実際にどのような取り組みをされているか示されたい。また、政府は、地方選挙における実情についてどのような把握しているのか示されたい。

四、公選法第七十二條の二による「任意制選挙公報」に、北海道選挙管理委員会、同法第四十七條及び前記自治省回答を根拠に「点字による任意制選挙公報の発行は法律上できない。」(平成十年七月三十日電話回答)としている。しかしながら、同法第七十二條の二、地方自治法第一百一十二條及び同法第四十九條第一項により、点字による選挙公報の発行を内容とする条例案を地方公共団体の長又は議会の議員が提出することができると解すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

五、政府は、公選法第六十七條による選挙公報及び同法第七十二條の二による「任意制選挙公報」に、視覚障害者に対する参政権を保障するためにも、点字印刷技術の進捗状況を踏まえ、各候補者の政策、公約をも含む点字による選挙公報の発行を積極的に推進し、指導すべきと考えるが、見解を伺いたい。

平成十年九月十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員小川勝也君提出点字による選挙公報発行等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川勝也君提出点字による選挙公報発行等に関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

点字による選挙公報の発行を制度化することについては、従来から、各選挙管理委員会が選挙運動の期間中の限られた期間内に限りなく点字による選挙公報を調製することができると、その調製した選挙公報を視覚障害者に公平に配布することができると等の技術的な問題があり、これを現実することは現時点でも困難であると考えている。

しかしながら、これまでも視覚障害者が公職の候補者又は名簿届出政党等の政策、公約等を

知ることができるように、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙が行われる都度、各都道府県の選挙管理委員会に対して、啓発活動の一環として公職の候補者の氏名、経歴等や名簿届出政党等の政見等を点字で掲載した「選挙のお知らせ版」を視覚障害者等に配布するよう指導してきているところである。

当該「選挙のお知らせ版」については、昭和五十五年の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙においては二十一都道府県の配布にとどまっていたが、本年の参議院議員通常選挙においては四十六都道府県において配布されていると承知している。なお、これに要する経費については、従来から国が選挙執行委託費により措置している。

地方選挙のうち、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十七條第二項の規定により選挙公報を発行することとされている都道府県知事の選挙については、大多数の都道府県において、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙と同様の取扱いがなされていると承知している。

いずれにしても視覚障害者の方々の貴重な選挙権の行使にかかわる問題であるので、選挙の公正さを確保しながらどのような工夫ができるのか研究してまいりたい。

二について

公職選挙法第六十七條に規定する選挙公報は、同法第六十九條第二項の規定により掲載

文又はその写しを原文のまま掲載しなければならぬとされているため、現行法上これらを点訳して発行することはできないものと考ええる。

また、点字により掲載文の申請があった場合において点字による選挙公報を発行することにについては、選挙公報が同法第七十条第一項の規定により選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布するものとされていること等からみて、現行法上点字での発行を想定しておらず、これを発行することはできないものと考ええる。

四について

任意制選挙公報の発行については、公職選挙法第七十二条の二において、同法第六十七條から第七十一条までの規定に準じて条例で定めることと規定しているため、現行法上点字による選挙公報を発行することはできないと考ええる。

特殊法人の関連会社に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年九月二日

山下 栄一

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年九月二十五日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

特殊法人の関連会社に関する質問主意書

厳しい財政事情の下、行政改革の推進が急務とされる中で日本道路公団の関連企業による不祥事など、特殊法人をめぐる不透明な委託業務の実態が明らかになっている。国の予算に係わる問題であり、民間企業であっても無競争で公共事業を受注し「特別扱い」されてきた企業が純粋な「民間企業」でないことは国民の一致した認識である。

従って、特殊法人とその関連会社の全容を明らかにし、真の行政改革に着手すべきだとの立場から以下質問する。

一、特殊法人の関連会社における特殊法人及び関係省庁からの天下り並びに特殊法人からの発注状況について、毎年、総務庁が監察や調査を行い、公表すべきだと考えるがどうか。その際「関連会社」の範囲は、関係公益法人の出資によって設立され、特殊法人の委託業務を行うものになると考えるが、その場合は、公益法人の持ち株が放出されたからといって関連会社ではないとするには、なお一定期間の推移を見守る必要があると考えるがどうか。

二、特殊法人からの業務委託のあり方については、多くの関連会社が過去、独占的に業務を委託されてきた実情からみて人札資格の条件に過去の実績を問うのは不合理であり、一般競争入札が望ましいと考えるが如何。また業務の特殊性にかんがみ一般競争入札に付することが困難な業務についても、一定の期間のみ限定的に隨意契約を認めた後、内部業務に改めるか、毎年

契約時に委託業務の合理化計画の提出と共に総務庁長官の承認を得るなどの手続きを導入すべきだと考えるが如何。

三、特殊法人の発注業務における透明性を確保するため、例えば特殊法人から発注先の企業への天下りを禁止する、また、役員のうち当該特殊法人及び関係省庁からの天下り役員が三分の一以上を占める企業への業務委託は行わないなど、ガイドラインを策定し、必要に応じ勧告を行うなど国のチェックシステムを明確にすべきだと考えるがどうか。

四、特殊法人の業務を受注している関連会社については、その会社の財務諸表はもとより、役員の経歴、報酬、退職金などの情報公開に努めるべきであると考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十年九月十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員山下栄一君提出特殊法人の関連会社に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下栄一君提出特殊法人の関連会社に関する質問に対する答弁書
一について
総務庁においては、行政の改革及び改善を推

進する行政監察の機能を効果的に発揮するため、中期的な「行政監察プログラム」の下、行政監察の計画的な実施を図ってきており、特殊法人に関する行政監察、調査についても計画的な取組を進めてきているところである。

その一環として、特殊法人については、その業務が、広く関係会社等を活用しつつ展開されることも少なくないことから、民間のディスクロージャーのルールを念頭に置きつつ、関係会社等の実態の調査、公表についての取組を進めてきているところである。

既に平成八年十二月に勧告した特殊法人のディスクロージャーに関する調査において、子会社、関連会社等の業務内容や特殊法人との人的結合の状況を明らかにしたところである。さらに、現在実施中の公団、事業団の財務内容等に関する調査においても、子会社、関連会社等の特殊法人との人的結合や取引内容等に関し、より詳細な調査を進めているところであり、その早期公表を目指してまいりたい。

二について

特殊法人の業務発注については、「特殊法人等の整理合理化について」(平成九年十二月二十六日閣議決定)において、「特殊法人等が、公益法人、株式会社等に業務を発注する場合、独占的契約を禁止し、小規模案件、緊急案件等を除き、競争入札とする。」旨定めたところである。政府としては、本閣議決定の趣旨のつと

り、行政監察機能の活用等を含め特殊法人の業務発注手続の改善を推進してまいりたい。

三について

特殊法人の事業内容や経営の実態等は様々であることから、特殊法人の業務発注について、御指摘のような一律のガイドラインを策定してチェックすることは困難である。しかし、特殊法人の業務運営の適正を確保することは重要であり、こうした観点から、政府としては、特殊法人のディスクロージャーを推進するとともに、所管省庁による適切な指導監督等により対処してまいりたい。

四について

特殊法人の子会社、関連会社等の状況については、「行政改革プログラム」(平成八年十二月二十五日閣議決定)等に基づき、各特殊法人が、特殊法人との関係の内容(例えば、事業上の関係、役員の兼任等、委託費の額)等を開示することとされているところである。

政府としては、特殊法人に対する国民の信頼確保等の観点から、今後とも、特殊法人のディスクロージャーを推進してまいりたい。